

平成28年第4回定例会

孺恋村議会会議録

平成28年6月7日 開会

平成28年6月17日 閉会

孺恋村議会

平成28年第4回嬭恋村議会定例会会議録目次

第 1 号 (6月7日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○事務局職員出席者	2
○開会及び開議の宣告	3
○議事日程の報告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○諸般の報告	4
○行政報告	4
○承認第1号の上程、説明、質疑、採決	10
○承認第2号の上程、説明、質疑、採決	11
○承認第3号の上程、説明、質疑、採決	14
○承認第4号の上程、説明、質疑、採決	17
○報告第1号の上程、説明、質疑	20
○報告第2号の上程、説明、質疑	21
○報告第3号の上程、説明、質疑	22
○同意第1号の上程、説明、質疑、採決	23
○議案第45号の上程、説明、質疑	24
○議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決	28
○議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決	30
○請願書・陳情書等の委員会付託について	31
○議員派遣の件について	31
○休会について	32
○散会の宣告	32

第 2 号 (6月17日)

○議事日程	3 3
○本日の会議に付した事件	3 3
○出席議員	3 3
○欠席議員	3 3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3 3
○事務局職員出席者	3 4
○開議の宣告	3 5
○議事日程の報告	3 5
○議案第45号の質疑、討論、採決	3 5
○請願書・陳情書等の審査報告について	4 0
○日程の追加について	4 6
○発委第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 7
○一般質問	4 8
佐藤鈴江君	4 9
伊藤洋子君	5 6
○閉会中の継続審査申出について	6 6
○閉議及び閉会の宣告	6 6
○署名議員	6 9

平成28年第4回定例村議会

(第1号)

平成28年第4回嬭恋村議会定例会会議録

議事日程(第1号)

平成28年6月7日(火)午前10時03分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 承認第 1号 平成27年度嬭恋村一般会計補正予算(第11号)の専決処分の承認について
- 日程第 6 承認第 2号 平成28年度嬭恋村一般会計補正予算(第1号)の専決処分の承認について
- 日程第 7 承認第 3号 嬭恋村税条例等の一部改正の専決処分の承認について
- 日程第 8 承認第 4号 嬭恋村国民健康保険税条例の一部改正の専決処分の承認について
- 日程第 9 報告第 1号 平成27年度嬭恋村一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第10 報告第 2号 平成27年度嬭恋村介護保険特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第11 報告第 3号 専決処分の報告について(道路瑕疵による和解及び損害賠償額の決定)
- 日程第12 同意第 1号 嬭恋村固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 日程第13 議案第45号 平成28年嬭恋村一般会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議案第46号 工事請負契約の締結について(村道三原鎌原線法面保護工事)
- 日程第15 議案第47号 物品購入について(除雪ドーザー)
- 日程第16 請願書・陳情書等の委員会付託について
- 日程第17 議員派遣の件について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	佐藤 鈴江 君	2番	土屋 幸雄 君
3番	唐澤 弘 君	4番	松本 幸 君
5番	滝沢 俣明 君	6番	黒岩 忠雄 君
7番	熊川 一 君	8番	伊藤 洋子 君
9番	大久保 守 君	10番	羽生田 宗俊 君
11番	黒岩 鹿二郎 君	12番	大野 克美 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	熊川 栄 君	教 育 長	黒岩 優行 君
総務課長	松本 源 君	総合政策課長	下谷 彰一 君
税務課長	黒岩 崇明 君	住民福祉課長	松本 芳男 君
建設課長	宮崎 芳弥 君	農林振興課長	小嶋 正 君
観光商工課長	加藤 康治 君	上下水道課長	熊川 武彦 君
教育委員会 教育事務局長	宮崎 孝 君	会計管理者	山崎 優子 君

事務局職員出席者

議会事務局長	黒岩 富二	書 記	宮崎 清
--------	-------	-----	------

開会 午前10時03分

◎開会及び開議の宣告

- 議長（熊川 一君） ただいまの出席議員は12名であります。地方自治法第113条の規定により定足数に達しておりますから、平成28年度第4回嬭恋村議会定例会は成立いたしました。よって、これより開会をいたします。直ちに本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（熊川 一君） 本日の議事日程は、別紙日程表のとおりといたします。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（熊川 一君） 日程第1、議事録署名議員の指名を行います。会議規則第124条の規定により、本会の会議録署名議員に、大久保守君、羽生田宗俊君を指名いたします。
-

◎会期の決定

- 議長（熊川 一君） 日程第2、会期の決定を行います。本定例会の会期は、本日から6月17日までの11日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（熊川 一君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月17日までの11日間に決定をいたしました。

◎諸般の報告

○議長（熊川 一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、5月26日に開催されました議会運営委員会の報告を行います。

議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、松本君。

〔議会運営委員長 松本 幸君登壇〕

○議会運営委員長（松本 幸君） 第5回議会運営委員会の会議結果を報告いたします。

当委員会は5月26日に委員会を開催し、第4回議会定例会の運営について協議しました。

第4回議会定例会の会期は6月7日から17日までの11日間とし、村内公共施設視察を6月8日に実施、一般質問の通告期限は6月13日正午までと決定いたしました。

提出予定議案は一般会計補正予算など3件、承認4件、報告3件、同意1件が予定されております。

今定例会における請願・陳情等については、請願2件、陳情1件、要望1件であり、総務文教常任委員会に請願1件を、また産業建設常任委員会に請願、陳情、要望各1件を付託することに決定しました。

次に、当局から全員協議会で懸案事項などについての説明・協議を行いたいとの申し入れがあり、初日、議会終了後及び13日に行うことに決まりました。

このほか、各常任委員会を6月10日に開催し、村創生対策特別委員会を6月13日に開催することと決しました。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（熊川 一君） 次に、監査委員から月例出納検査報告書3月から5月分及び定期監査の結果についてを受理いたしましたので、配付のとおり報告をいたします。

次に、本職において決定した議員派遣並びに3月定例会以後の主な諸行事はお手元に配付したとおりであります。

◎行政報告

○議長（熊川 一君） 日程第4、行政報告を行います。

村長から行政報告を行うため、発言を求められておりますので、これを許可します。
村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 6月定例議会に当たりまして、行政報告をさせていただきます。

6月1日をもちまして、国のほうでは150日間の通常国会が終了ということでございます。
7月10日、参議院選挙という方向に国の政治は動いておると思っております。

その中でございますけれども、国のほうでは消費税を平成31年10月まで引き上げを先送りということが決定をされました。また、一億総活躍社会ということで、2020年オリンピックまでにGDP600兆円を目標とする、また、夢を紡ぐ子育て支援として希望出生率を1.4から1.8までに引き上げると、もう一つは介護離職をゼロにするということで、団塊の世代が70歳を超える20年代に介護離職をゼロにしますというような政策を3本の大きな柱として打ち立ててきたところでございます。

私どもも今後も国の政策をしっかりと確認しながら、我が村にとってプラスになることについては、しっかりと学び、そして、それを政策に反映してまいりたい、こう思っておりますのでございます。

4月以降の産業状況についてでございますけれども、第1次産業、基幹産業の中心とするキャベツ状況でございますが、現在、生産関係、植えつけのほうも順調に進んでおりまして、55%前後までもう植えつけが終わっておるやに聞いておるところでございます。また、6月2日には、初荷が出荷されたということのようでございます。通年よりも約10日ぐらいは間違いなく順調に進んで、早く出荷されておるようでございます。ぜひとも、ことしも第1次産業がしっかりと外貨を稼いでいただけますよう、私ども当局も、また議会の皆様とも協力しながら、しっかりと第1次産業の振興に努めてまいりたいと思っておりますのであります。

第2次産業の関係でございますが、本日までに村の諸事業につきましては、3回入札で19件の落札を見たところでございます。1回前年よりも20%ほど金額的には多く入札を執行しておるところでございます。おおむね約1億3,000万円ほどの事業の発注をしてくるところでございます。

また、国・県におきましても、なるべく早く公共事業を前倒しでやろうということのようでございます。国のほうでは9月末、もしくは10月の臨時国会を召集して、補正予算で景気対策をあわせてやるということのようでございます。村にとっても重要な補正予算だと思っ

ておりますので、注視をしてみたいと考えております。

第3次産業の関係でございますが、4月、5月の入り込み状況でございますけれども、対前年にしますと、数字的なものがまだ出ておりませんが、確認している範囲では若干伸びてきておるといことのようにございます。ゴールデンウィークの状況ですと、間違いなく対前年よりはプラスに来ておるといふうに確認しておるところでございます。

それから、花の関係ですけれども、現在しゃくなげ園のほうは対前年よりもお客様がふえたということのようでございます。これから夏シーズンを迎えますけれども、各地区では山開きも開催されてきておりますし、またレンゲツツジやユリや、その他の花の開花も近づいてまいりますので、しっかりと対前年、少しでもプラスになるように行政当局もしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

また、本年度予算の関係でございますけれども、重要な事項について、かいつまんで説明をさせてもらいたいと思っておりますが、にしあがつま活動支援センターでございますけれども、これにつきましては議会のご承認をいただきまして、現在発注して、工事もしていただいておりますが、6月末の完成予定となっております。

それから、婦恋会館のトイレの改修でございますけれども、これにつきましては一応、工期7月20日ということで現在工事をしていただいております。

なお、西部小学校の関係につきましては、設計並びに移転補償費ということでございます。議会のほうにも予算のほうはお認めいただいておりますので、現在順調に作業は進んでおるところでございます。

それから、婦恋村にかかわります直轄事業についてを説明させていただきたいと思っております。

まず、一番重要であります上信自動車道の件でございますが、平成27年が当初予算でざっくりですけれども、34億円予算がついておりました。27年度の補正が約40億円つきました。これを明許繰り越しで、平成28年度につきましては、前年度の40億円プラス本年度21億8,000万円ということで合計の金額を申しますと、事業者ベースで61億8,000万円の金額が現在ついておるといことでございます。一日も早く渋川土木事務所管内、あるいは中之条土木事務所管内、諸事業、諸整備計画が順調に進むことを強く希望しておるところでございます。今後におきましては、本年度、議会の皆様方とも一致協力して、八ッ場ダム以西から婦恋区間の間の整備区間の格上げについて、しっかりとお願いをしてみたいと考えております。

利根砂防の関係ですけれども、13億2,000万円ほど当初予算ベースについております。これは浅間山だけの話でございます。浅間山の防災・減災対策で13億2,000万円、嬭恋の中の諸事業については6億3,000万円ほど予算が直轄についております。

それから、万座温泉のビジターセンターの件ですが、これは環境省の関係ですけれども、近時、環境省の直轄事業も大分ふえてきておる現実がここ続いておりますが、本年度につきましてはビジターセンター、約2億3,000万円ほどということでございます。一日も早くいい施設ができることを強く望んでおるところでございます。

今後の主な行事でございますけれども、7月3日に第9回の嬭恋高原キャベツマラソン大会が開催されます。議員の皆様方には毎年、大変なご協力をいただいておりますけれども、ボランティア関係の方が約500名ほどお手伝いいただくという大会でございます。ぜひともまた皆様方のご協力をいただきまして、マラソンの全国のベスト100撰にまた入るような大会にしていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

7月30日、つまごい祭りでございますが、横浜の中区のほうから、ことしはブースを出していただける方向で現在進めております。関係する各大学の協力をいただいたり、交流人口をふやせるようなメニューを現在検討しておりますので、村民の皆さん、また議員の皆様方のご理解とご協力をお願いしたいと、こんなふうに思っておるところでございます。

なお、全員協議会のほうで、いろいろご報告させていただくべき案件がありますので、そちらにつきまして、また議員の皆様方のご意見をしっかり承りたいと思っております。また、私どものほうもできる限り懸案の事項につきましてはご報告を申し上げ、また、ご意見を賜われたらと思っております。

3月議会以降の主な行事につきまして、ちょっとご説明をさせていただきたいと思っております。

3月22日でございますが、浅間山タイムライン策定検討会を開催させていただきました。火山につきましてのタイムラインにつきましては、浅間山が全国第1号ということで、一番早く策定を検討しておるということで注目されておるわけでございますけれども、ほぼおおむねのところは概略、固まってきておりますけれども、気象庁が指定しましたレベル4、5の分について、もう少し検討が必要であろうと思っておりますので、引き続きそのレベル4、5等につきましてタイムラインの策定を加えてまいりたいと思っております。

3月29日でございますが、野菜生産者大会等が農協さんのほうで行われました。

4月1日、春の交通安全運動推進会議ということで、新入生あるいは幼稚園の初めて入る方等のために春の交通安全運動を開催させていただきました。

4月5日、農協さんの総会がございました。並びに同じ日でございますけれども、第1回の嬭恋村の区長会の皆さんと当局との会議を持たさせていただきました。本年度1年間の村の予算関係、また、村の施策の説明と、また、各地区の要望等につきましては原則区長さんのほうを通してお願い受けますということ並びにもろもろの配布等につきましては、区長さんに大変お世話になっておるといふことで、しっかりと当初の第1回の会議を開催させていただきました。

4月24日でございますが、第34回の上田真田まつりが開催されました。

4月29日は、みどりマラソンと商工会主催によります安市が開催されました。例年よりも多くのお客様が参加したというふう聞いておるところでございます。

5月10日でございますが、吾妻郡体育協会の理事会が開催されました。今後、この日を持ちまして吾妻郡の体育協会の会長につきましては、中之条の町長、伊能さんをお願いをすることと決定をいただいたところでございます。4年間にわたりまして郡の体育協会ということを抑せつかってまいりましたが、無事に新たな後任に決定をいただきましたので、また側面からしっかりスポーツの振興をサポートしていけたらと考えております。

16日でございますが、国道146号軽井沢バイパス建設等期成同盟会の総会が軽井沢町役場のほうで開催されました。バイパスをつくるという原点から同盟会が発足してきておるわけでございますけれども、嬭恋村、長野原町と軽井沢からのアクセスというのは非常に重要な道路でございますので、今後もしっかりまた関係の皆さんと協議をして、対応を考えていきたい、取り組みをしっかり考えていきたいと考えております。

20日でございますが、社会を明るくする運動群馬県推進委員会ということで、初めてことし参加させていただきました。7月は社会を明るくする運動の全国の運動が展開されるわけでございます。群馬県の会を踏まえて、吾妻郡の会議、さらに関係町村の会議を踏まえて、7月が強調月間になりますので、皆様のご理解、村民のご理解をいただけたらと思っております。

5月22日ですが、ちよだ・つま恋の森づくりの植樹祭を開催させていただきました。千代田区等も含めまして総勢43名の方にご出席をいただきまして、無事に植樹することができました。なお、午後にはメイプルを宮坂さんのご協力をいただきまして、無事に植樹することができました。

23日ですが、日本ジオパークの総会がございました。幕張メッセのほうでございますけれども、こちらのほうに出席をさせていただきました。

5月26日、大変残念なことでしたが、武捨正雄様、年齢が110歳ということでお亡くなりになりました。群馬県の男性では最長老ということでした。県のほうからもいろんな連絡があつて、無事に告别式を開催させていただいたところでございます。あわせまして27日でございますけれども、大変ご不幸だったんですが、大笹区長の黒岩良雄様お亡くなりになられまして、2日間にわたりまして告别式が続いたということでございます。お二方におきましては、いろんな意味でぜひとも天国に行った後も、婦恋村をまた高いところから見守っていただけたらなと、こんなふうに思っておるところでございます。心からお悔やみを申し上げたいと思っております。

30日でございますけれども、群馬県町村会の臨時総会が開催されました。町村会のほうで、県のほうにつきましては新役員体制が決定をいたしました。吾妻郡からは理事が3名ということになりました。私と東吾妻町の町長さんと高山村の後藤村長さん、3名が今度、県のほうの理事ということになりました。

6月2日でございますが、野菜販売担当者会議ということで農協さん主催でございます。販社の方が東北から沖縄まで多くの方がご参加をいただきまして、ことし1年間しっかりキャベツをみんなで協力して売っていこうという会議でございました。大変有意義な会議だと思っておるところであります。

4日でございますが、全国の植樹祭が長野県でありましたので、参加させていただきました。上田会場のほうに私は参加させていただいて、全体の植樹祭のセレモニーにつきましては、エムウエーブのほうで開催されたところでございます。

以上が3月議会以降の主な行事のことにつきまして説明をさせていただきました。なお、詳細につきましてはホームページのほうで掲載させていただいておりますので、ご確認をいただけたらと思っております。

6月議会でございますけれども、私ども当局は説明責任を十分に果たします。そして、車の両輪だと思っております。ぜひとも活発な議論の中で、また元気の出る村づくりに、議会ともども私どもも努めてまいりたい、こう思っておりますので、よろしく願い申し上げまして、行政報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（熊川 一君） これで行政報告は終わりました。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（熊川 一君） 日程第5、承認第1号 平成27年度嬭恋村一般会計補正予算（第11号）の専決処分の承認についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 承認第1号につきまして、提案理由を説明させていただきます。

平成27年度嬭恋村一般会計補正予算におきまして繰越明許費を設定したところ、当該事業執行による補正の必要が生じたため、平成27年度嬭恋村一般会計補正予算（第11号）を専決処分いたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、本案を提出するものでございます。

慎重審議ご指導いただき、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（熊川 一君） 総務課長。

〔総務課長 松本 源君登壇〕

○総務課長（松本 源君） 平成27年度嬭恋村一般会計補正予算（第11号）の補足説明をいたします。

一番後ろになりますが、1ページをお願いいたします。

第1表、繰越明許費補正でございますが、3月議会でご承認いただいた後に部分払いが556万1,000円が生じたため、第6款農林水産業費、小規模農村整備事業の上限額を2,615万円から2,058万9,000円に改めるものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（熊川 一君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（熊川 一君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（熊川 一君） 起立全員であります。

よって、承認第1号 平成27年度嬭恋村一般会計補正予算（第11号）の専決処分の承認については、提案のとおり承認されました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（熊川 一君） 日程第6、承認第2号 平成28年度嬭恋村一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 承認第2号につきまして、提案理由を説明させていただきます。

平成28年4月14日に発生した熊本地震による災害支援のため、緊急に一般会計予算の補正が必要となり、議会を招集し、議決を得る時間的余裕はないことから専決処分としたので、地方自治法第179条第3項の規定により、本案を提出するものでございます。

慎重審議ご指導いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（熊川 一君） 総務課長。

〔総務課長 松本 源君登壇〕

○総務課長（松本 源君） 平成28年度嬭恋村一般会計補正予算（第1号）の詳細説明をいたします。

予算書のほうをお願いいたします。

一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ225万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64億2,125万円といたします。

内容について、5ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、第18款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金、補正額225万円になります。

次に、歳出でございますが、6ページをお願いいたします。

第9款消防費、第1項消防費、第5目災害対策費、補正額225万円、第9節旅費60万円、11節需用費34万円、12節役務費30万円、14節使用料及び賃借料1万円、26節寄附金100万円。この中で第9節職員旅費についてでございますが、こちらはまだ職員派遣はしておりませんが、要請があった場合には対応したいと考えております。11節の救援物資についてでございますが、嬭恋銘水の協力によりまして、500ミリリットルのペットボトル3,000本、それと

2リットルのペットボトル3,000本、計6,000本を4月21日に南阿蘇村の中学校に届けております。26節の義援金につきましては、5月31日付で南阿蘇村役場に100万円を振り込んでおります。

以上、詳細説明といたしますが、よろしくお願いをいたします。

○議長（熊川 一君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

伊藤洋子さん。

○8番（伊藤洋子君） 関連質問ということなのかどうか、各公民館とか、婦人会館とかに募金の箱を置いたけれども、そちらのほうはどのような形で熊本のほうに届けるのでしょうか。

○議長（熊川 一君） 総務課長。

〔総務課長 松本 源君登壇〕

○総務課長（松本 源君） 役場、また各出先機関で募金箱を設置した関係なんですけど、5月末までの間としまして、広報にもこれから紹介させていただきますが、60万円ちょっとが集まっております。その関係について、同じように南阿蘇村役場のほうに振り込みをさせていただく予定です。よろしくお願いをいたします。

○議長（熊川 一君） ほかにありますか。

6番、黒岩忠雄さん。

○6番（黒岩忠雄君） この職員旅費の関係なんですけど、要請があればということをつくったということなんですけれども、この要請があるということはどういう要請が来るというわけで、これを確保してあるのか、その辺ちょっとわかりやすく説明してください。

○議長（熊川 一君） 総務課長。

〔総務課長 松本 源君登壇〕

○総務課長（松本 源君） 本件4月に全国町村会を經由して、群馬県町村会のほうに職員派遣の要請がございました。一般事務ということで婦人会も3名を予定しておりましたが、今回の関係については見送りというような形で来ております。

今後、技術系の職員、建築に関係できる職員の要請が今、入っているところでございますけれども、本村においてはそういった技術系の職員がおりませんので、その辺については申し込みはまだしてございません。

以上ですが、よろしくお願いをいたします。

○議長（熊川 一君） 6番、黒岩忠雄君。

○6番（黒岩忠雄君） 申し込みがないということなんですけれども、じゃ、この60万円というのは、これはどういうことで計上してあるということなの。その要請がないとか、今、総務課長言わなかったか。

○議長（熊川 一君） 総務課長。

〔総務課長 松本 源君登壇〕

○総務課長（松本 源君） 4月の段階で町村会のほうから要請が最初ございました。それで3人を確保していたんですが、結果的にその者については見送りというような結論になっております。

○議長（熊川 一君） 6番、黒岩忠雄君。

○6番（黒岩忠雄君） 見送りということになれば要らないと思うんですけども、その辺はどういうことなんだろう。

○議長（熊川 一君） 総務課長。

〔総務課長 松本 源君登壇〕

○総務課長（松本 源君） 結果的に今、その者に関しては見送られてございますけれども、今後またそういったことも可能性がありますので、予算的には確保しているということでございます。

○6番（黒岩忠雄君） はい、わかりました。

○議長（熊川 一君） ほかにご質疑ありますか。

3番、唐澤弘君。

○3番（唐澤 弘君） 今の関連ですけれども、いずれにしても専決ですから、こういう状況で構わないんでしょうけれども、村長あれでしょう、婦恋村の防災計画もつくって、これからの婦恋村の守りもやっぱり考えなくちゃならないという。この事例がいいとか悪いとかではなくて、こうした震災を職員がきちんと自分の目で見て、向こうの職員との意見交換をするとか、そういうために、そういう職員を派遣すべきだというふうに思いますが、どうでしょうか。

○議長（熊川 一君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 唐澤議員の質問にお答えをさせていただきます。

東日本大震災のときは県並びに町村会等の要請もあって、我が村も出さしてもらいました。今回も全国町村会等から各都道府県の町村会にもあって、みんなで協力し合おうという話

でございました。当初は3名ほどという要請があったので、今、先ほど総務課長が言ったとおり、その段取りを組んで何月何日から誰、何月何日から誰、何月何日から誰ということで3名ほど回答をしたんですけれども、結果的に先方のほうより今の段階では必要はないというお話があったので、こういう状況になっております。

今、唐澤議員のご指摘のとおり、現場に行き行って学ぶということについては非常に重要なことだと思っております。町村会から引き続き要請があれば、しっかり誰かを出させてもらいますけれども、今後のことを思うと、人的余裕があれば、ぜひとも自分の村のために経験を積ませるということは非常に有意義なことだと考えております。機を見て、必要性が確認できれば対応を考えたいと、こう思いますのでご理解いただきたいと思っております。

○議長（熊川 一君） ほかにご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊川 一君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（熊川 一君） 起立全員であります。

よって、承認第2号 平成28年度孺恋村一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認については、提案のとおり承認されました。

◎承認第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（熊川 一君） 日程第7、承認第3号 孺恋村税条例等の一部改正の専決処分の承認についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 承認第3号の提案理由を説明させていただきます。

地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）が平成28年3月31日に公布され、一部の規定を除き、同年4月1日に施行されることに伴い、緊急に孺恋村税条例等

の一部を改正する必要が生じました。平成28年3月31日、嬭恋村税条例等の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、本案を提出するものでございます。

慎重審議ご指導いただき、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（熊川 一君） 税務課長。

〔税務課長 黒岩崇明君登壇〕

○税務課長（黒岩崇明君） 嬭恋村税条例等の一部改正について詳細説明をさせていただきます。

2ページをめくっていただきますと新旧対照表がございますので、そちらをごらんください。

まず、左ページの1ページでございますが、表題部、第1条による改正として嬭恋村税条例の改正となっております。

まず、第56条第1項ですが、これは地方税法348条、348条は固定資産税の非課税申告の規定部分の改正により、上段から2行目以降、同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療機関者の養成所云々）等の字句の追加となっております。

それから、同じページの中段より下の箇所ですが、これも同じく独立行政法人労働者健康福祉機構が独立行政法人労働者健康安全機構に改正となっております。

2ページをごらんください。

2ページ、第59条、これは固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告ということで、第16号が追加となっております。この16号は先ほどの独立行政法人労働者健康安全機構を追加したものでございます。

それから、附則の第10条の2第4項、これは号ずれを改正したものでございます。

続いて、第10条の3、これは第8項第5号の政令附則第12条36項の改正に伴う申告書に記載する事項として、補助金等を追加した改正となっております。

3ページをごらんください。

3ページは表題部で、第2条による改正として嬭恋村税条例の一部を改正する条例の一部改正となっております。

まず、附則の第6条でございますが、村たばこ税に関する経過措置として、3級品のたばこ税が平成28年度より段階的に引き上げになることに伴い、売れ残った手持ち品の課税の申告にかかわるものについて改正となっております。

まず、第3項の表ですけれども、右の欄の第1条の規定を削除する字句の改正となっております。

続いて、第7項では読みかえ規定の表中、第100条の2を100条の2第1項に字句の改正をしております。

第10項、それから、4ページの第12項、第14項の表も読みかえ規定の表となっております。字句の修正をしたもので、3カ所とも改正内容は同じとなっておりますので、ごらんいただければと思います。

以上です。よろしくお願いたします。

○議長（熊川 一君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

8番、伊藤洋子さん。

○8番（伊藤洋子君） すみません、説明を受けて、ちょっと自分としてわからないので。

先ほど変更事項になった1ページの56条で、独立行政法人労働者健康安全機構というのは、すみません、村の中にそういう施設があったり、いろいろしているのか、どういったことをするところなのか、ちょっと勉強不足の、ここで質問して申しわけないんですけれども、お願いしたいと思います。

それから、もう一点はたばこ税のことで、何か値上がったのを経過的に売れ残ったのをどうのこうのという説明があったんですけれども、それはたばこ業者さんには、また税務署か何かからそういう具体的な説明とか、どういう処理の仕方をするとか、そういう通知とかは税務署のほうから来るようになるんでしょうか、村内の業者とか、いろんな方には、それをお聞きしたいと思うんですけれども。

○議長（熊川 一君） 税務課長。

〔税務課長 黒岩崇明君登壇〕

○税務課長（黒岩崇明君） 伊藤議員のご質問に答えさせていただきます。

まず、56条の独立行政法人労働者健康安全機構ということですが、村内にはこういった施設はございません。

それから、多分、独立行政法人法の中でそういった機構というのができて、その内容については、ちょっと詳しいことがわからないので、もしあれでしたら、後でお調べしてお答えをさせていただきたいと思います。

それから、たばこ税の関係ですけれども、手持ち品課税については既に28年度から課税の

ほうを行っております、値上げはしておりますので新たな課税になっておるんですが、27年度中に例えば手持ちで持っていたものについては28年度で、その事業者さんですか、小売り店の方が申告をして差額分の税金を納めるという、申告をしていただくという規定の中の、これは改正となっております。

先ほどおっしゃられました税務署から通知とかという話は、もう村と税務署等で販売店さんのほうですか、そういったところには既に通知をして、皆さんご承知していると思っております。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（熊川 一君） ほかにご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊川 一君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（熊川 一君） 起立全員であります。

よって、承認第3号 嬭恋村税条例等の一部改正の専決処分の承認については、提案のとおり承認されました。

◎承認第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長（熊川 一君） 日程第8、承認第4号 嬭恋村国民健康保険税条例の一部改正の専決処分の承認についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 承認第4号の提案理由を説明させていただきます。

地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）が平成28年3月31日に公布され、一部の規定を除き、同年4月1日に施行されることに伴い、緊急に嬭恋村国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じました。平成28年3月31日、嬭恋村国民健康保険

税条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定によりまして、本案を提出するものでございます。

慎重審議ご指導いただきまして、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（熊川 一君） 税務課長。

〔税務課長 黒岩崇明君登壇〕

○税務課長（黒岩崇明君） 婦恋村国民健康保険税条例の一部改正について詳細説明をさせていただきます。

2ページをめくっていただきまして、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

まず、第2条課税額の部分ですが、これは課税限度額の引き上げに伴う改正でございます。

第2項では基礎課税額、いわゆる医療費保険賦課額ですが、限度額を52万円から54万円に改正をいたします。

それから、第3項は後期高齢者支援金等の課税額で、限度額を17万円から19万円に改正するものでございます。

続いて、第23条ですけれども、国民健康保険税の減額措置にかかわる軽減判定所得の見直しによる改正でございます。今回は軽減判定所得を拡大する見直しとなっております。

第1項の改正部分ですが、第2条の課税限度額の改正に合わせた改正で、同じく52万円から54万円、それから、17万円が19万円となっております。

1ページめくっていただいて第2号の箇所ですけれども、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者に乗ずる額を26万円から26万5,000円に改正するものでございます。

第3号は、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者数に乗ずる額を47万円から48万円に改正するものです。

5割軽減、2割軽減については、軽減判定所得の拡充となる改正となっております。なお、7割軽減については今回改正はございません。

以上が改正内容となります。よろしくお願いいたします。

○議長（熊川 一君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

8番、伊藤洋子さん。

○8番（伊藤洋子君） 予算のときにもちょっとお聞きしたんですけれども、国が前年度27年度に保険者支援制度で1,700億円、各全国の自治体に出したわけですけれども、それを何か

ぜひこう、そういう知事会からも要請があって、そういうものが国から出されたというふう
に聞いているので、だから今、嬭恋村の中、すごい国保税が高くて困るという声が多く聞か
れるので、今回、直接的な保険税の引き上げとかはなかったけれども、これが結局は上がる
方はいらっしゃるんだらうなと思うんですけれども、そういった保険者支援制度の1,700億
円で、村にも何か来たと思うんです。でも、そういったものでちょっと軽減してあげるとか、
そういうことって、村独自でやれることがあるんじゃないかなと思って。3月と同じような
質問になるんですけれども、その辺はどんなものでしょうかという質問。やっぱり上がるの
は今、本当に多くの人々が国保税の引き上げは大変と言っているから、何か少しでも軽減する
ことができなかつたかなというので、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（熊川 一君） 住民福祉課長。

〔住民福祉課長 松本芳男君登壇〕

○住民福祉課長（松本芳男君） 伊藤議員のご質問にお答えいたします。

今、伊藤議員がおっしゃった1,700億円につきましては消費税の引き上げを財源としてお
りますので、来年度以降、倍増の3,400億円、国が予定しておりましたが、ご存じのとおり
消費税の引き上げが先送りされましたので、その財源につきましては不透明でございます。
実際にそれが実施されるかどうかは、まだこれは先にならないとわかりませんが、27年度に
つきましては一応1,700億円ということで措置はされました。ただ、これ全国で1,700億円
でございますので、嬭恋村につきましては27年度について、その恩恵がどのぐらいあったか
ということで試算はしてみました。一応軽減世帯に対する補助ということで、昨年度より
も800万円ほどはふえてはございます。

ただ、その800万円を税の軽減に充てられるかといいますと、これはちょっと無理がござ
います。伊藤議員もご存じのとおり、嬭恋村につきましては27年度におきまして700万円の
積み立てをさせていただきましたが、今現在の基金の残高はその700万円だけでございます。
そうしますと安定運営するためには、ちょっと基金も足りませんし、その基金を取り崩すこ
ともちょっとできませんので、今現在、今年度につきましては今、伊藤議員がおっしゃった
ように、税率につきましては一応据え置きと考えております。ただ、それを税率を下げる
ということは、ちょっと安定運営に支障が出ますので、それはできないと思っております。

○議長（熊川 一君） ほかにご質疑ありますか。

〔発言する者なし〕

○議長（熊川 一君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（熊川 一君） 起立多数であります。

よって、承認第4号 嬭恋村国民健康保険税条例の一部改正の専決処分の承認については、提案のとおり承認されました。

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長（熊川 一君） 日程第9、報告第1号 平成27年度嬭恋村一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 報告第1号の提案理由を説明させていただきます。

平成27年度嬭恋村一般会計予算繰越明許費にかかわる歳出予算の経費を繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書を調製、報告するものでございます。

慎重審議ご指導いただきまして、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（熊川 一君） 総務課長。

〔総務課長 松本 源君登壇〕

○総務課長（松本 源君） 平成27年度嬭恋村一般会計予算繰越明許費繰越計算書について説明をさせていただきます。

裏面の表をお願いいたします。

平成28年3月議会において補正予算として繰越明許費を追加し、説明させていただいておりますが、各事業に係る財源内訳等を示した計算書となっております。総務費から教育費まで、全体の繰越明許費は2億3,203万5,000円となり、その財源内訳はごらんとおりとなっております。

一般財源につきましては、1億7,157万2,976円と既収入特定財源1,032万4,000円の合計

額 1 億 8,189 万 6,976 円となります。この既収入特定財源は、地域生活支援事業に伴う町村負担金について平成 27 年度中に負担金全額を徴収したことにより、平成 28 年度の歳入扱いとならない財源になっております。

以上、報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（熊川 一君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊川 一君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

以上で、報告第 1 号 平成 27 年度孺恋村一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

◎報告第 2 号の上程、説明、質疑

○議長（熊川 一君） 日程第 10、報告第 2 号 平成 27 年度孺恋村介護保険特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 報告第 2 号の理由を説明させていただきます。

平成 27 年度孺恋村介護保険特別会計予算繰越明許費にかかわる歳出予算の経費を繰り越しましたので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、繰越計算書を調製、報告するものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（熊川 一君） 住民福祉課長。

〔住民福祉課長 松本芳男君登壇〕

○住民福祉課長（松本芳男君） それでは、孺恋村介護保険特別予算繰越明許費計算書の説明をさせていただきます。

それでは、裏面をごらんいただきたいと思います。

この繰り越しにつきましては、介護保険制度の改正に伴いますシステム改修費でございます。これにつきまして 86 万 4,000 円を繰り越すものでございます。財源内訳としまして国庫

支出金が2分の1、43万2,000円、一般財源が43万2,000円となっております。よろしくお
願いします。

○議長（熊川 一君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊川 一君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

以上で、報告第2号 平成27年度孺恋村介護保険特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報
告についてを終わります。

◎報告第3号の上程、説明、質疑

○議長（熊川 一君） 日程第11、報告第3号 専決処分の報告について（道路瑕疵による和
解及び損害賠償額の決定）を議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 報告第3号の提案理由を説明させていただきます。

村長において専決処分することのできる事項の指定（昭和60年議決）第2号（1件50万
円以下の損害賠償の和解額の決定）に基づき、専決処分をいたしましたので、報告するもの
でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（熊川 一君） 総務課長。

〔総務課長 松本 源君登壇〕

○総務課長（松本 源君） 専決処分内容について説明をさせていただきます。

裏面の専決処分書をごらんいただきたいと思います。

平成28年4月7日に村道長井・大平線で孺恋村在住の個人の方が運転する車両を道路横断
グレーチングのはね上がりにより破損させ、村は損害額16万2,216円全額を支払うことで、
平成28年5月16日に和解となりました。

以上ですが、よろしくお願いいたします。

○議長（熊川 一君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（熊川 一君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

以上で、報告第3号 専決処分の報告について（道路瑕疵による和解及び損害賠償額の決定）を終わります。

◎同意第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（熊川 一君） 日程第12、同意第1号 婦恋村固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

[村長 熊川 栄君登壇]

○村長（熊川 栄君） 同意第1号につきまして提案理由を説明させていただきます。

本案で提案させていただきます熊川今朝雄様は、固定資産評価審査委員として平成19年7月21日より平成28年7月20日までの3期、9年間、委員としてお願いし、本村における固定資産事務にご尽力を賜っております。今後におきましても、これまでの経験を生かしていただき、ご指導賜っていただきたいとともに、本委員の適切な方と考えておりますので、熊川今朝雄様に引き続き委員をお願いし、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

よろしくご審議の上、ご同意をいただけますようよろしくお願いいたします。

○議長（熊川 一君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（熊川 一君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案については人事案件であります。討論を省略し、直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（熊川 一君） 起立全員であります。

よって、同意第1号は原案のとおり同意されました。

◎議案第45号の上程、説明、質疑

○議長（熊川 一君） 日程第13、議案第45号 平成28年度孺恋村一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第45号の提案理由を説明させていただきます。

議案第45号 平成28年度孺恋村一般会計補正予算（第2号）は、歳入歳出それぞれ1,321万7,000円を追加し、歳入歳出総額64億3,446万7,000円とするものでございます。

詳細は担当課長から説明させますので、慎重なる審議の上、ご議決賜りますようお願いいたします。

○議長（熊川 一君） 総務課長。

〔総務課長 松本 源君登壇〕

○総務課長（松本 源君） 議案第45号 平成28年度孺恋村一般会計補正予算（第2号）の詳細説明をいたします。

一般会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,321万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64億3,446万7,000円といたします。

概要につきましては、千代田区から既に納入されております寄附金を負担金に振りかえることと、新規事業2件が採択されたことにより追加するものとなります。

3ページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項明細書でございますが、歳入からですと、款と補正額を申し上げます。

第12款分担金及び負担金、補正額2億3,874万7,000円、第14款国庫支出金1,000万円、第15款県支出金190万円、第17款寄附金マイナス2億3,874万7,000円、第18款繰入金131万7,000円、合計補正額1,321万7,000円となります。

4ページをお願いいたします。

歳出でございますが、第2款総務費、補正額1,055万2,000円、第6款農林水産業費266万

5,000円、合計補正額1,321万7,000円、財源内訳といたしまして、国・県支出金1,190万円、その他特定財源マイナス1,000円、一般財源131万8,000円となります。

次に、歳入歳出の内容について説明をいたします。

5ページをお願いいたします。

まず、歳入では、第12款分担金及び負担金、第2項負担金、第6目総務費負担金、補正額2億3,874万7,000円、孀恋自然休養村負担金として第17款寄附金から繰りかえるものでございます。

第14款国庫支出金、第2項国庫補助金、第5目総務費国庫補助金、補正額1,000万円、過疎地域等自立活性化推進交付金になります。

第15款県支出金、第2項県補助金、第4目農林水産業費補助金、補正額190万円、多目的機能支払交付金になります。

6ページをお願いいたします。

第17款寄附金、第1項寄附金、第1目一般寄附金、補正額マイナス2億3,874万7,000円、一般寄附金を第12款負担金へ繰りかえるものでございます。

第18款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金、補正額131万7,000円になります。

次に、歳出になりますが、7ページをお願いいたします。

第2款総務費、第1項総務管理費、第6目企画費、補正額1,055万2,000円、こちらは空き家・空き別荘活用事業といたしまして、システム委託料151万2,000円、空き別荘等の調査委託料814万9,000円等が組まれております。

第14目振興開発基金、こちらにつきましては寄附金から分担金へ移すときに端数処理によりまして、1,000円を財源補正を行うものでございます。

8ページをお願いいたします。

第6款農林水産業費、第1項農業費、第5目農地費、補正額266万5,000円、多目的機能支払交付金事業といたしまして、第13節土地調査測量委託料13万円、第19節多目的機能支払交付金事業を負担金253万5,000円になっております。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

○議長（熊川 一君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

8番、伊藤洋子さん。

○8番（伊藤洋子君） 7ページの企画費の中で、説明で空き家・別荘活用事業ということでいろいろな事業が書かれていますけれども、以前にも空き家とか空き別荘を調査した資料を四、五年前かしら、いただいたことがあるんですけれども、それは具体的にはまだ何も生かされていなかったのかというのが1点と、これを今後どのように、ホームページ作成導入委託料というのがあるけれども、ホームページにも生かして、ぜひ孀恋においでくださいとか発信をするためのものなのか、この活用事業についてももう少し村の考えを聞かせていただきたいのが1点と、それから、8ページのこの多面的機能というものの交付金がおりましたけれども、どういう事業なのか詳しく説明していただきたいと思います。

○議長（熊川 一君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 下谷彰一君登壇〕

○総合政策課長（下谷彰一君） それでは、第1点の今までもそういう調査があったんではないかということで、その調査につきましては昨年から実施をいたしまして、東京の移住相談会、そちらのほうに行って孀恋村の空き別荘、そうした状況をPRして、ぜひ移住をしてください、そういうお願いをしております。

今回は専門の業者を入れて、主にこれは別荘地になるんですけれども、別荘地を調査して、移住にぜひ孀恋村のほうへお越してください、そういうお願いをもちろん今、伊藤議員さんが言われるように、ホームページでも立ち上げる、その関係の予算も今回組ませていただいておりますので、孀恋村の人口がふえるような、そういう取り組みをこれからしてまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（熊川 一君） ほかにご質疑ありませんか。

○8番（伊藤洋子君） すみません、8ページのほうも……。

○議長（熊川 一君） 8ページのほう……。

建設課長。

〔建設課長 宮崎芳弥君登壇〕

○建設課長（宮崎芳弥君） 伊藤さんの第2項目めの質問にお答えさせていただきます。

多面的機能支払事業ですけれども、今現在、田代地区を含め4地区で実施しております農地等、水路・農道等、花植え等、そういうものに対しておてんまでやる仕事に対して予算がつく事業でございます。それで、今回は4月から大笹の砂井地区で事業参入に向けて申請をしてきたものが承認されたものでございます。よろしくお願いたします。

○議長（熊川 一君） ほかにご質疑ありませんか。

9番、大久保守君。

○9番（大久保 守君） ちょっと自分の理解が間違っていたら申しわけないんですけども、今、孺恋村休養村で給付金から今度は負担金のほうへ回したというような話なんですけれども、2億3,870万7,000円、これはあれですよ、間違っていたらあれなんですけれども、建物の解体費も入っているわけですよ。もし入っているんならば、とりあえず使わないんであれば、これは財調か基金のほうへ積み立てるのが当然じゃないかなと思うんですけども、そこへ持っていった理由を教えてくださいと思います。

○議長（熊川 一君） 総務課長。

〔総務課長 松本 源君登壇〕

○総務課長（松本 源君） 大久保議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

こちらについてはご指摘のとおり、解体経費に関して含まれているものでございます。こちらについては、振興開発基金の中で3月の定例議会の中でご承認をいただき、その特別の枠をつけて、そちらに入れております。それはそれで、もう入っているんですが、もとの受け入れのところを寄附金でなく負担金で受けて、そちらに1億3,000万円でしたか、その解体部分についてはそちらに組み入れるというふうになっておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（熊川 一君） ほかにご質疑ありませんか。

〔「議長、これ、きょう採択しないよな、この今の補正に関しては。採択ないんだろ、きょうは。どうなっているんだ」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊川 一君） いや、これは採択する予定ではありますけれども、皆さんの議論の中で判断をさせていただきたいと思っています。

11番、黒岩鹿二郎さん。

○11番（黒岩鹿二郎君） 俺、今、自席で座ったままで質問させてもらって大変すみませんが、3月の予算のときに創作実習館、これは6月に補正で組むという約束の過程で私は賛成しました。にもかかわらず、これは入っていません。ですから、これは全協で論議をさせてください。

○議長（熊川 一君） ほかにご質疑はありませんか。

〔「本会議で言ったことを約束守らなきゃ、議会じゃないじゃん、こんなの。何の説明もないじゃん。昔から補正のさ。本会議で約束したことを何も言わないから、こんな議会なんか要らないだよ。議長、これ

は全協で論議させてくれ。約束事……」と呼ぶ者あり]

○議長（熊川 一君） 休憩します。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時27分

○議長（熊川 一君） 再開します。

お諮りします。議案第45号 平成28年度嬭恋村一般会計補正予算（第2号）については、全員協議会において再度説明を願うこととし、再開日まで議案調査としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊川 一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第45号は全員協議会で意見調整の上、再開日に採決することにいたします。

◎議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（熊川 一君） 日程第14、議案第46号 工事請負契約の締結について（村道三原鎌原線法面保護工事）を議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第46号の提案理由を説明させていただきます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和39年嬭恋村条例第12号）第2条の規定によりまして、本案を提出するものでございます。

慎重審議ご指導いただきまして、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（熊川 一君） 建設課長。

〔建設課長 宮崎芳弥君登壇〕

○建設課長（宮崎芳弥君） 議案第46号について詳細説明をさせていただきます。

工事契約の締結についてでございます。

1、工事名、平成28年度村道三原鎌原線法面保護工事。契約金額、7,376万4,000円。工事場所、孺恋村大字鎌原地内。契約相手、渡辺建設株式会社でございます。

入札の経過は裏面にありますので、参考として見ていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（熊川 一君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

8番、伊藤洋子さん。

○8番（伊藤洋子君） すみません、今、実際にこれ行っているのは県のほう、やっているとこの続きという意味でしょうか。何か今現在、すごい高いところに上がってやって、場所が鎌原地内という、その続きというか、そういう場所になるということで受けとめていいんでしょうか。教えていただきたい。

○議長（熊川 一君） 建設課長。

〔建設課長 宮崎芳弥君登壇〕

○建設課長（宮崎芳弥君） 伊藤議員の質問にお答えします。

今やっているところは、県の砂防工事としてやっています。それで、県の砂防工事が奥の沢に行く道路をつくってやっていますので、その上の斜面というのは県のほうの工事で、のり面のほうを工事しております。それで、その進入道路の下側は村の防災工事に、この間、発注させていただきました。よろしくお願いいたします。

○議長（熊川 一君） ほかにご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊川 一君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊川 一君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（熊川 一君） 起立全員であります。

よって、議案第46号 工事請負契約の締結については可決されました。

◎議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（熊川 一君） 日程第15、議案第47号 物品購入について（除雪ドーザー）を議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第47号の提案理由を説明させていただきます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和39年嬭恋村条例第12号）第3条の規定によりまして、本案を提出するものでございます。

慎重審議ご指導いただきまして、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（熊川 一君） 建設課長。

〔建設課長 宮崎芳弥君登壇〕

○建設課長（宮崎芳弥君） 議案第47号 物品購入について、詳細説明をさせていただきます。

所得する物品ですが、除雪ドーザー11トン、1台です。契約金額、1,584万6,840円。契約相手ですが、コマツ建機販売株式会社関越カンパニー群馬支店でございます。

入札の経過につきまして裏側に記載してありますので、参考にしていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（熊川 一君） 本案について、これより質疑を行います。

9番、大久保守君。

○9番（大久保 守君） ちょっと勉強のために教えていただきたいんですけども、予定価格が2,200万円、落札が1,460万円、約60%の落札率なんですけれども、もともとの予定価格というのはどこで求めたんでしょうか。

○議長（熊川 一君） 建設課長。

〔建設課長 宮崎芳弥君登壇〕

○建設課長（宮崎芳弥君） 大久保議員の質問にお答えさせていただきます。

予定価格なんですけれども、これは国交省の仕様に基づきまして、仕様書で各会社から前

もって見積もりをとらせていただいております。そこの一番価格が安いものを予定価格として採用させていただいております。

〔「(聴取不能) 見積もりあったんだよね」と呼ぶ者あり〕

○建設課長(宮崎芳弥君) そうです。よろしく申し上げます。

○議長(熊川 一君) ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長(熊川 一君) ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(熊川 一君) ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(熊川 一君) 起立全員であります。

よって、議案第47号 物品購入については可決されました。

◎請願書・陳情書等の委員会付託について

○議長(熊川 一君) 日程第16、請願書・陳情書等の委員会付託についてを議題といたします。

本日までに受理した請願書、陳情書等は、別紙請願・陳情文書表のとおりであります。

議会規則第91条第1項の規定により、請願・陳情・要望の審査を別紙文書表のとおり、それぞれの所管の委員会に付託をいたします。

◎議員派遣の件について

○議長(熊川 一君) 日程第17、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りします。議員を派遣しようとするときは、議会の議決で決定することになっておりますが、お手元に配付した資料のとおり、議員派遣を決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊川 一君） ご異議なしと認めます。

よって、お手元に配付しましたとおり、議員を派遣することに決定しました。

なお、この際、お諮りします。決定された議員派遣について、変更が生じた場合は、本職に一任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊川 一君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま議決されました議員派遣につきましては、変更が生じた場合は本職に一任することに決定しました。

◎休会について

○議長（熊川 一君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りします。議事の都合により17日まで休会としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊川 一君） 異議なしと認めます。

よって、あすから17日まで休会することに決しました。

◎散会の宣告

○議長（熊川 一君） 本日はこれにて散会をいたします。

お疲れさまでした。

散会 午前11時36分

平成28年第4回定例村議会

(第2号)

平成28年第4回婦恋村議会定例会会議録

議事日程(第2号)

平成28年6月17日(金)午前10時07分開議

- 日程第 1 議案第45号 平成28年度婦恋村一般会計補正予算(第2号)について
日程第 2 請願書・陳情書等の審査報告について
日程第 3 一般質問
日程第 4 閉会中の継続審査申出について

本日の会議に付した事件

議事日程第4まで同じ

発委第1号 農業用ハウス耐雪補強工事への県補助制度創設を求める意見書(案)について

出席議員(12名)

1番	佐藤 鈴江 君	2番	土屋 幸雄 君
3番	唐澤 弘 君	4番	松本 幸 君
5番	滝沢 俣明 君	6番	黒岩 忠雄 君
7番	熊川 一 君	8番	伊藤 洋子 君
9番	大久保 守 君	10番	羽生田 宗俊 君
11番	黒岩 鹿二郎 君	12番	大野 克美 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	熊川 栄 君	教 育 長	黒岩 優行 君
総務課長	松本 源 君	総合政策課長	下谷 彰一 君
税務課長	黒岩 崇明 君	住民福祉課長	松本 芳男 君
建設課長	宮崎 芳弥 君	農林振興課長	小嶋 正 君
観光商工課長	加藤 康治 君	上下水道課長	熊川 武彦 君

教育委員会
事務局長

宮崎 孝君

会計管理者

山崎 優子 君

事務局職員出席者

議会事務局長

黒岩 富二

書

記

宮崎

清

開議 午前10時07分

◎開議の宣告

○議長（熊川 一君） 皆さん、おはようございます。

傍聴の皆さん、大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は12名であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年度第4回嬭恋村定例会を再開いたします。

◎議事日程の報告

○議長（熊川 一君） 本日の議事日程は、別紙日程表のとおりといたします。

◎議案第45号の質疑、討論、採決

○議長（熊川 一君） 日程第1、議案第45号 平成28年度嬭恋村一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の調査を願っておりましたが、これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

8番、伊藤洋子さん。

○8番（伊藤洋子君） 5ページなんですけれども、総務費負担金で、嬭恋自然休養村負担金のところがありますけれども、先日この施設を視察してみて、大変立派になるんですけれども、今、これだけバリアフリー化とかされている中で、エレベーターがなかったんですけれども、これは村の施設ですけれども、村としては全然そういうことを考えなかったのかというのが1点、ちょっとお聞きしたいと思います。

向こうの社長さんとお話ししたら、今一緒に直せば、確かに経費のほうも安く済むというので、金額を聞きましたら500万円ぐらいとかと言っていましたけれども、その点は村のほうは全然考えていなかったのかどうかを聞いて、これの補正ですから、今というのは無理で

も、何か考えられないかなというので、ちょっと当局の姿勢を聞きたいと思います。

それから、7ページの企画費の空き家・空き別荘活用事業ですけれども、とてもこれもいい事業として思いますけれども、もう少し説明の中では、移住相談会とか専門の調査というのがありましたけれども、それをやった後の今後の方向づけ、目的というか、やっぱり先を見越した取り組みがこれには必要だと思いますので、答えていただければと思います。

それから、8ページの農地費の多面的機能支払交付金事業というのをもうちょっと、簡単にメモしているんですけれども、もう一度詳しい事業説明をお願いできればと思います。

以上3点、よろしく申し上げます。

○議長（熊川 一君） 総務課長。

〔総務課長 松本 源君登壇〕

○総務課長（松本 源君） 伊藤議員のご質問にお答えさせていただきます。

休養村のエレベーターの関係でございますが、当初そういった話もありましたけれども、今回、改修ということで、既存の建物の中に設置する場合、大変、設置箇所等の問題がありまして、日程的な面もございますし、そういったことで両者検討した結果、このような改修とさせていただきます。

以上です。よろしくお願いたします。

○議長（熊川 一君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 下谷彰一君登壇〕

○総合政策課長（下谷彰一君） ご質問の空き家対策でございますけれども、この事業につきましては、この前もお話をさせてもらったように、別荘地を対象にしております。

そうした中で調査をいたしまして、移住のツアーであるとか、そうしたものを今回予算化させていただいたものでございまして、その後は、データのなものもしっかりして、空き家バンクあるいは担当を設けまして、移住・定住の取り組みをこれからしっかりとまいります。今回は、そのための一番最初のステップの段階であるということで、データを集めて、それを組織化して、次の年に生かしていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（熊川 一君） 建設課長。

〔建設課長 宮崎芳弥君登壇〕

○建設課長（宮崎芳弥君） 伊藤議員のご質問にお答えさせていただきます。

多面的機能支払交付金事業なんですけれども、今度補正に上げさせてもらったのは、砂井

地区の事業になります。農地の維持、資源向上、長寿命化ですかね、農道とか水路の長寿命化に対して、国の交付金事業を入れて、砂井の地区の方々のおてんまという形のもの、水路とか道路なんかは業者に発注できるものが一部あります。そういうものをひっくるめて、農村の環境整備に当たるといふ事業でございます。よろしく申し上げます。

○議長（熊川 一君） 伊藤洋子さん。

○8番（伊藤洋子君） 今の別荘と、それから農地のことはわかりましたけれども、休養村のことですけれども、今、総務課長の説明では、当初あったということでは、やはりバリアフリー化は今、社会の流れですし、優しい施設にするということでは、向こうの社長とお話ししましたら、場所も吹き抜けのところだったらという話もあったので、そんなほかを壊さなくてもできそうなので、ぜひやっぱり、これからの社会に向けて、そういうことは検討していただきたいと思います。そのことを要望しておきます。

○議長（熊川 一君） ほかにご質疑ありませんか。

9番、大久保守君。

○9番（大久保 守君） 7ページの、今質問がありました空き家対策の事業のほうですけれども、村では、今課長が言うには別荘が中心、確かに全国で11カ所ですかね、この補助をもらうのは11らしいんですけれども、別荘が主という話なんですけれども、孀恋村では、空き家になったものの解体費、解体補助を別荘地にしているわけですけれども、なかなかそれが進まないというような話で、今回こういうような活用事業をするのかなというところもあるんですけれども、空家対策特別措置法が、たしか去年から施行されて、執行権があるわけですね。なかなか進まない、進まないだけで言っていて、ある程度の別荘地の空き家はわかっているわけですよね。例えば、措置法をひっかけて、ひっかけるという話は失礼ですけども、かけて、早く解体してくださいとか、そういう是正はできると思うんですけれども、そういうことを今まで村はしたことあるんでしょうか。ひとつお願いします。

○議長（熊川 一君） 総合政策課長。

[総合政策課長 下谷彰一君登壇]

○総合政策課長（下谷彰一君） 大久保議員さんのご質問のとおり、昨年から、大変危険である、あるいは災害のときに通路として、そこが覆いかぶさって通れなくなる、そういうものについては、自治体を取り壊しをできるという法律ができていふのも事実でございます。

しかしながら、現在、昨年度から現在に至るまで、村がそうしたことで、古い別荘、そうしたものを取り壊したということはありません。そうしたものを含めて、今回、別荘地の

状況について、しっかりと調査をいたしまして、現在も集落支援員さんをお願いして、いろんなところで写真を撮ってきてもらったりはしておりますけれども、それがなかなか、危険だからすぐ取り壊すというようなことにはなっておらないというのが現状でございます。

以上です。

○議長（熊川 一君） 9番、大久保守君。

○9番（大久保 守君） それはいたし方ないのかなと思うんですけれども、通告すれば固定資産税が6倍になるとか、そういう処置がとられちゃうわけですね。そうすると、持っている方も、これは弱るなという話になれば、ある程度、村に相談なり何なり来るかなと思うんです。だから、そういう通告をやっぱり、これはひど過ぎるなというのはかけるべきかなと思うので、そういう点をひとつ要望しておきたいと思います。

それから、また8ページの、先ほどありました多面機能ですけれども、これは5年間しなければいけないという話だと思うんですけれども、今、砂井地区というような話ですけれども、砂井地区で5年間継続して、そういう仕事はあるんでしょうか。

○議長（熊川 一君） 建設課長。

〔建設課長 宮崎芳弥君登壇〕

○建設課長（宮崎芳弥君） 大久保議員のご質問にお答えします。

これは、砂井地区の組織をつくっていただいて、5年間そういう形でやっていただくというところで始めた事業でございますので、4月からそういう形で進めてまいりまして、この6月ですかね、国のほうの予算もついたということで、5年間やらせていただくというような考えでいます。よろしくをお願いします。

○議長（熊川 一君） ほかにご意見ありますか。

黒岩鹿二郎君。

○11番（黒岩鹿二郎君） 5ページの自然休養村に関してです。自然休養村、干俣の一つでもやめるところがあれば、干俣の観光としても大分打撃があると。私はそう思って、これはどうしてもしてもらわなくちゃいけないと思いました。

しかしながら、村当局、私は経済効果ということを書いてあるわけですが、5,000万円を改修費でやりまして、また固定資産税はもらわないと。こういう特殊なところで、前に自然休養村に納入していた業者、その人たちが今回切られたと。これは個人の経営ですから、お金に関して多分、高かったから切られたんでしょうけれども、その辺は、やはり固定資産税をもらわないという特別な業者に対して、孀恋の経済効果というものを考えますと、これは

今までの人たち、婦恋の人たちを、どうしても私は使ってほしいと思います。そういうことを村の当局として、今回の第一観光にどういうお願いをしてあるのか、経済効果に対してどういうお願いしてあるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（熊川 一君） 総務課長。

〔総務課長 松本 源君登壇〕

○総務課長（松本 源君） 黒岩議員のご質問にお答えさせていただきます。

休養村に関して、指定管理者である第一観光株式会社と雇用の問題、それと、改修に対して村の業者を使っていたきたい、また、運営に対して納入するものについては、今までと同様に村内の業者から納入をさせていただきたいというお願いは、当初の打ち合わせのときからお願いしているところでございます。

以上ですが、よろしくお願いたします。

○議長（熊川 一君） 黒岩鹿二郎君。

○11番（黒岩鹿二郎君） 当然のことだと思いますけれども、現実的には、今まで使ってもらった業者は使わないと、使えまえせんと、こういう回答をもらったそうです。これはこれとして、結果論ですから。

しかしながら、じゃ、今までの業者と今回入る業者の対比表をもらって、かえた業者に対して、どういう理由でかえたのか。その辺の、後でいいですから、ぜひ調査をして、提出お願いたします。

○議長（熊川 一君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（熊川 一君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について、これより討論を行います。

ご意見ございますか。

8番、伊藤洋子さん。

○8番（伊藤洋子君） この補正予算は、私は賛成したいとは思いますが、いろいろと提言をさせていただきたいと思います。

まず、1点ですけれども、この予算の中に、3月議会であれだけいろいろここで論議して予算が否決されたという、創作実習館のところにある水車のことが、この補正予算の説明の中で村長から一言も触れられなかったということは、村長が3月議会の審議を尽くしたことをどのように考えているのかということで、本当に身にしみているのかどうか疑いたくな

るような気持ちでありますので、その点では、今後は本当に、今もいろいろ休養村について出されましたけれども、議会からの意見を本当に受けとめてやっていただきたい。

というのは、初日の行政報告で、村長は最後に、説明責任、議会とは車の両輪ということで、本当にきちんとやっていきたいということをこの場で述べたんですけども、それがもうすぐに崩れてしまっているというのでは、やっぱりもうちょっと自分の言葉にしっかり責任を持って執行していただきたいという要望を添えておきたいと思います。

以上です。

○議長（熊川 一君） ほかにご意見ありますか。

〔発言する者なし〕

○議長（熊川 一君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（熊川 一君） 起立全員であります。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

◎請願書・陳情書等の審査報告について

○議長（熊川 一君） 日程第2、請願書・陳情書等の審査報告についてを議題といたします。

本定例会第1日に請願書等を所管の委員会に付託した事件の審査結果については、配付の請願・陳情表のとおりであります。初めに、総務文教常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔総務文教常任委員長 佐藤鈴江君登壇〕

○総務文教常任委員長（佐藤鈴江君） 総務文教常任委員会では、請願1件について当委員会への付託を受け、6月10日午後1時から、委員6名及び副議長、当局から村長、教育長、関係各課長の出席を得て委員会を開催しました。慎重に審査しましたが、その結果について報告いたします。

吾妻民主商工会婦人部から提出された請願第2号 家族従業者の人権保障のため「所得税法第56条の廃止を求める意見書」採択を求める請願書について審査をしました。

請願の趣旨は、日本経済を支えている中小事業者の家族従業者における自家労賃を必要経費とし、家族従業者への人権保障の基礎をつくるため、所得税法56条の廃止を求める意見書を政府に提出することでありますが、56条は、恣意的な所得の分配を防止するとともに、納税者の適正な申告を担保する役割も果たしています。

また、57条では、事業と家計の分離が明確になる青色申告を選択することにより、家族従業者の給与を必要経費として算入できるとしており、56条の規定は、人権を重視した指示ではないものの不合理とは言えないことから、趣旨採択と決しました。

その他、報告事項として、教育委員会から西部小学校屋内運動場等整備計画について、また、住民福祉課から国民健康保険制度改革の経過について説明が行われました。

以上、総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（熊川 一君） 総務文教常任委員長の報告に対して、ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊川 一君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

ご意見ありませんか。

8番、伊藤洋子さん。

○8番（伊藤洋子君） この場で紹介議員として、ぜひこの請願を認めて意見書を出していただきたく、意見を述べさせていただきます。

まず、所得税法56条というのはどういうことかということ、皆さんもご存じかもしれませんが、けれども、事業主と生計を一にする配偶者と親族に支払った給与は、所得の計算上、必要経費に算入しないという法律です。これがあることにより、息子さんが家族持ちで、年間300万円を息子さんに払っていたとしても、必要経費にならなくて、専従者控除の年50万円しか所得から引けないということがあります。

そういう結果、先ほど言ったような息子さんが、例えばお子さんを保育園に預けるときにも所得証明を出せないとか、例えば交通事故に遭ったり、いろいろしたときにも、主婦の方は、専業主婦は1日5,700円だけれども、白色の専従者の妻は86万円の専従者控除なので、それを365日で割って2,300円にしかならない。そういったところでも、いろいろな不利益を受けていることがあります。

それで、先ほど委員長の報告に白色と、56条は税金のごまかしをするようなことを阻止するためという理由もありましたけれども、そういうことはほとんどなく、誰もがちゃんとや

っているということがあります。全国でも青色が55%、白が45%、孀恋では白色が25.7%、青色が74.3%と、青色が3倍弱なんですけれども、一応、孀恋村にも244事業者が、このように白でやっているというところがありますので、所得税法56条は、この請願の趣旨のように人権保障を守って、どんなところで働いていても、その人の労働を認めるということがまずあります。

そして、今のところ、国のほうも国連から指摘を受けて、閣議決定されていて、今後、56条については話し合われることになっていますので、私は、やはり一人一人の働き分を本当に認めてあげる、同じ労働に対しては同じように賃金が支払われるということが、働く者にとって一番ありがたいことだと思いますので、その点で、ぜひこの趣旨を酌んでいただいて、意見書を提出していただきたいという意見を述べておきたいと思います。

以上です。

○議長（熊川 一君） ほかにご意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊川 一君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

請願第2号 家族従事者の人権保障のため「所得税法第56条の廃止を求める意見書」採択を求める請願書について、総務文教常任委員長報告のとおり、趣旨採択に決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（熊川 一君） 起立多数であります。

よって、本件は総務文教常任委員長の報告のとおり決しました。

次に、産業建設常任委員会に付託しておりました請願第3号 太陽光発電の規制を求める請願書、陳情第2号 農業用ハウス耐雪補強工事への県補助制度創設を求める意見書の提出をお願いする陳情、要望第1号 キャベツ集荷場の塗装及び補修修繕に伴う補助金の交付について、一括報告をいただき、案件ごとに質疑、採決を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊川 一君） 異議なしと認めます。

産業建設常任委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長 唐澤 弘君登壇〕

○産業建設常任委員長（唐澤 弘君） それでは、産業建設常任委員会の会議審査結果を報告いたします。

当委員会は、6月10日に委員会を開会し、請願書・陳情書等の審査と各課からの報告を受けました。委員会には、委員6名、委員外として副議長、当局側から村長、関係課長の出席を得て開会いたしました。

初めに、請願第3号 太陽光発電の規制を求める請願書について審査を行いました。

太陽光発電設備については、建築基準法上の建築物に当たらず、法的な規制の対象外であり、別荘地の景観や自然環境だけでなく、資産価値にも影響を及ぼすことから、別荘地の環境を保全するためにも、県に協力を仰ぎ、自治体の条例による規制や産業廃棄物対策も早急に求められることから、採択に決しました。

続いて、陳情第2号 農業用ハウス耐雪補強工事への県補助制度創設を求める意見書の提出をお願いする陳情について審査を行いました。

平成26年2月の豪雪被害は、嬭恋村村内においても200棟余りが被害を受けており、農業用ハウスの耐雪補強工事について、群馬県による補助事業創設の必要性が求められることから、採択に決しました。

次に、要望第1号 キャベツ集荷場の塗装及び補修修繕に伴う補助金の交付について審査を行いました。

キャベツ集荷場については、整備後30年以上が経過し、修繕の必要性が生じております。また、村の主要産業であるキャベツ生産を支援する必要とともに、田代地区のみだけではなく、全村的に計画的な修繕を進めるべきとの意見があり、採択に決しました。

その他、各課から報告事項がありました。

建設課から国・県道整備箇所、要望箇所について、それと、観光商工課からスポーツイベント及び湖畔の湯収支報告について、上下水道課からは上水道有収率について、農林振興課からは有害鳥獣駆除状況及び水産振興事業等について、それぞれ報告がありました。

以上で産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（熊川 一君） 最初に、請願第3号 太陽光発電の規制を求める請願書について、産業建設常任委員長報告に対する質疑を行います。

1番、佐藤鈴江さん。

○1番（佐藤鈴江君） 今、委員長の報告より、早急な条例制定をとということでありましたが、

当局にご質問させていただきたいと思います。早急とは、いつの段階までに条例制定をしていただけるのかということでもあります。

やはり嬭恋村は、農業と観光、またジオパーク等の申請もされておりますし、やはり資産価値が落ちることと経済効果が落ちることを含めると、早急な対応が必要だというふうに考えています。それに対して、当局がいつごろまでに条例制定等に取り組んでいただけるかお聞きしたいと思います。

○議長（熊川 一君） 委員長、唐澤弘君。

○産業建設常任委員長（唐澤 弘君） 今、紹介議員であります佐藤議員のほうからのご質疑でございましたけれども、委員会の状況についても、委員長のほうから報告をさせていただきたいと思います。

早急ということで議論をいたしました。というのも、今議員が言いますように、別荘地のそうした景観や自然環境が、このままいきますと、どんどん壊滅状態になってしまうというようなことで、当局に対して、委員会としては、7月中旬までには条例整備ができるように、群馬県を初め関係機関と調整することで採択をしておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（熊川 一君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 請願第3号につきまして、佐藤議員並びに委員長であります唐澤議員のほうからの意見でございました。委員会のほうでは趣旨のとおり、早急に条例を制定すると、いつまでということにつきまして、7月の中旬を目途に進めていただきたいという請願でございました。

当局といたしましては、議会の請願が採択されれば、それを実施するという義務も発生いたしますので、謙虚に受けとめ、早急に対応をとりたいと考えております。

なお、法的な問題、あるいは今ある条例とのかかわりの問題等も含めまして、早急に庁内でしっかりと対応を考え、また、県との協議も早急に進めて、委員会のほうを通して議会のほうにも報告をさせていただきたい。なおかつ、条例制定を目指すというご意見でございましたので、そういう方向で進めたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（熊川 一君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（熊川 一君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

ご意見ありませんか。

8番、伊藤洋子さん。

○8番（伊藤洋子君） 今の委員長報告を、私は大変うれしく受けとめることができました。私ごとになりますけれども、私も別荘地に住んでいて、このごろ別荘地に太陽光がいっぱいつくられているということでは、住んでいる方々も、太陽光そのものには反対じゃないけれども、場所とか、いろんなことを考えてやってほしいという意見が多く上げられております。

私も改めて景観条例とか見ましたけれども、やっぱり、第1条にあります「婦恋村の美しい景観を保全し、住民などが愛着とやすらぎを感じることができる良好な景観を将来にわたって受け継いでいく」という第1条と、それから、第4条には村民及び事業者の責務で、「自らが良好な景観を形成する主体であることを認識し」と、いろいろ書かれています。また、いろいろこれからやっていく業者さんとも、いろんなことで交渉事もあると思いますけれども、そのときには22条にある審議会等も招集したりして、ぜひ積極的に当局には取り組んでいただきたいと思います。

ちなみに、景観法は高崎市が27年に制定して、とてもいい条例として、この間資料としていただいたんですけれども、自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例ということでやっていますので、こうしたこととか、あと九州の由布院とか、それから山梨の北杜市とか、いろいろ取り組んでいるところがありますので、ぜひ、7月中旬ということでしたけれども、少しでも早く条例を制定し、事業者さんにきちんと申告していけるような状況をつくっていただきたいと思いますということで、賛成討論といたします。

○議長（熊川 一君） 1番、佐藤鈴江さん。

○1番（佐藤鈴江君） 大変、7月中旬ということで、当局のほうから回答いただきましたけれども、タイトなスケジュールになってくるかと思いますが、ぜひ実施の方向でお願いしたいというふうに思います。

また、周知期間が、制定から3カ月は設けなければならないというふうになっていると思いますので、それから制定をされて、またその後3カ月に、今度新たな条例適用という形になるかと思いますが、ぜひ7月中旬というスケジュールを実施していただける方向で検討していただきたいと思いますというふうに思います。よろしく願いいたします。賛成とさせていただきます。

○議長（熊川 一君） ほかにご意見ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（熊川 一君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

請願第3号 太陽光発電の規制を求める請願書について、産業建設常任委員長報告のとおり、採択に決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（熊川 一君） 起立全員であります。

よって、本件は産業建設常任委員長報告のとおり決しました。

次に、陳情第2号 農業用ハウス耐雪補強工事への県補助制度創設を求める意見書の提出をお願いする陳情について、産業建設常任委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

[発言する者なし]

○議長（熊川 一君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

ご意見ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（熊川 一君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

陳情第2号 農業用ハウス耐雪補強工事への県補助制度創設を求める意見書の提出をお願いする陳情について、産業建設常任委員長報告のとおり、採択に決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（熊川 一君） 起立全員であります。

よって、本件は産業建設常任委員長報告のとおり決しました。

◎日程の追加について

○議長（熊川 一君） お諮りします。ただいま、産業建設常任委員長から発委第1号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。ご異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊川 一君） 異議なしと認めます。

発委第1号 農業用ハウス耐雪補強工事への県補助制度創設を求める意見書（案）を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

◎発委第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（熊川 一君） 追加日程第1、発委第1号 農業用ハウス耐雪補強工事への県補助制度創設を求める意見書（案）を議題といたします。

本案について、提出者の説明を求めます。

産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長 唐澤 弘君登壇〕

○産業建設常任委員長（唐澤 弘君） それでは、農業用ハウス耐雪補強工事への県補助制度創設を求める意見書（案）について、そこに提出の理由を書いております。本委員会に付託された陳情第2号の意見書を審査した結果、採択と決したためということで、関係行政庁へ意見書を提出するという事です。裏のほうに農業用ハウスの意見書の案がありますので、ごらんいただきたいと思っております。

いずれにいたしましても、先ほど申し上げましたように、平成26年の豪雪被害を受けまして、吾妻郡全体で、そうした農業用ハウスの対策を講じていこうということで、これらの補強工事に対しての群馬県の補助事業の創設を要望するものでありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（熊川 一君） 本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（熊川 一君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（熊川 一君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（熊川 一君） 起立全員であります。

よって、発委第1号は提案のとおり可決されました。

次に、要望第1号 キャベツ集荷場の塗装及び補修修繕に伴う補助金の交付について、産業建設常任委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（熊川 一君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（熊川 一君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

要望第1号 キャベツ集荷場の塗装及び補修修繕に伴う補助金の交付について、産業建設常任委員長報告のとおり、採決に決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（熊川 一君） 起立全員であります。

よって、本件は産業建設常任委員長報告のとおり決しました。

◎一般質問

○議長（熊川 一君） 日程第3、一般質問を行います。

佐藤鈴江君外1名から一般質問の通告がありましたので、これより順次発言を許可します。

◇ 佐藤鈴江君

○議長（熊川 一君） 初めに、佐藤鈴江君の一般質問を許可します。

佐藤鈴江君。

〔1番 佐藤鈴江君登壇〕

○1番（佐藤鈴江君） これより、議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきたいと思います。

防災における業務継続（BCP）作成についてであります。

4月14日、熊本大震災から2カ月が経過しました。震災で亡くなられた方々に、心よりご冥福をお祈り申し上げます。また、一刻も早い九州地方の復興を願うものであります。

熊本・大分の大規模震災被害から、新たな教訓を私たちに与えてくれました。熊本地震では、熊本県宇土市の本庁舎の4階が潰れるなど、5市町村庁舎が使えなくなり、災害対応にも支障が出ました。うち4市町村の庁舎が使えなくなり、災害対応にも支障が出ております。また、4市町村は耐震基準を満たしていなかったことも明らかになっています。

災害対策本部としての機能を発揮しなければならない庁舎の機能が麻痺したときの対応策は不十分であったことが浮き彫りになりました。災害対策の応急拠点となるべき村役場に被害が生じたこと等で業務の継続に支障が出るなど、行政自身の被災が問題になりました。村民にとって必要な最低限の行政サービスは継続していく必要があります。役所が被災した業務の継続はできないこと等は、テレビ等でも視聴し、あすは我が身と思った方は、私だけではないと思います。

防災は、最悪に備えて最善を尽くすことが一番大事だと思います。そのために、今何をなすべきか。地域防災計画もようやく完成する段階に入りました。浅間山のタイムラインも計画を作成し、共通の理念を共有することは非常に重要と考えます。その機能が十分に機能すること、嬭恋村役場でもBCPを作成し、行政機能が低下した場合において、災害対策業務、災害時に行う地域防災計画に定められた業務、優先度の高い行政サービスを維持するために必要な通常業務作成を非常時優先業務として選定し、災害発生時の業務の立ち上げ時間の短縮や実施レベルの向上を目的として、災害対策業務や優先業務に対する目標復旧時間等を定めた発動基準、中長期に対応する必要があると思います。嬭恋村でも計画作成に取り組んでいけるか、お考えをお聞かせください。

また、あわせて、村内福祉事業所の事業継続計画も連携していく必要があると思います。

また、嬭恋村役場庁舎は耐震化もおくれており、住民の重要なデータを管理しているサー

バー室だけでも耐震化する必要があると思います。現在では、一部屋だけを耐震化する技術があるそうです。早急な対応が必要と思いますが、村長のお考えをお聞かせください。

次に、選挙の期日前投票の宣誓書についてです。

平成15年12月に公職選挙法が改正され、不在者投票から期日前投票ができるようになりました。住民サービスの一環として、高齢者や障害者の方々や、会場に出向いて字を書くことが苦手で、なかなか期日前投票に出向けないとの声から、今回質問させていただきました。

今回、7月に参議院選挙が予定されております。次回の選挙から嬭恋村でも、入場券の裏側に宣誓書の印刷をお願いするものです。前橋市、高崎市、安中市など、大きな市はもちろんですが、郡内では中之条町、東吾妻町、草津町、高山村でも、事前に自宅で記入し、持参するシステムになっているそうです。多くの自治体が入力しているこの現状を鑑みても、事前に可能なシステムではないかというふうに考えます。

また、サービスの向上と投票率向上のため、選挙入場券のはがき裏側を利用し、事前に宣誓書を記入し、期日前投票会場に持参し、投票できるよう努めていくようお願いしたいものであります。嬭恋村でも導入し、住民サービスや投票率向上に向け、ぜひ取り組んでいきたいと思いますので、村長のお考えを伺います。

また、国道・県道等の案内看板について質問させていただきます。

村長は常々、標識看板について、嬭恋村の案内看板が少ないというようなことを就任当初おっしゃっていらっしゃったと思います。また最近、私も特に気にして見ていますが、最近道路を走っていると、国道や県道等で嬭恋村の文字が少なくなっているように思います。村長の認識はいかがでしょうか、お聞きしたいと思います。

以上3点について質問させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（熊川 一君） 佐藤鈴江君の一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 佐藤鈴江議員の一般質問にお答えをさせていただきたいと思います。

3点がございました。第1点目が防災におけるBCPの作成について、第2点目が選挙の期日前投票の宣誓書について、第3点目は国・県道等の案内看板についてということでございました。

まず、第1点目でございますが、去る4月14日、熊本地震が発生いたしました。49名の方がお亡くなりになったということでございます。心からお見舞い、お悔やみを申し上げた

と思います。あわせまして、まだ通常なものの生活に戻れない方も多数いらっしゃるという状況でございます。一日も早い復興と、被災者の皆さんに心からお見舞いを申し上げたいと思っておるところでございます。

さて、そこで、佐藤議員のご指摘のとおり、それでは嬭恋村は、自然災害が発生した場合に、必要最低限のサービスをどのように継続するのかという端的なご指摘でございました。ニュースでもございましたように、熊本の今回の事件におきましては、市庁舎、あるいは町役場、あるいは村役場等が機能しないという実態があったわけでございます。私どもも真剣に考えていく必要があると痛切に感じたところでございます。

必要最低限のサービス、それは何かということ、しっかりとまず確認させていただきまして、今後は、それに基づきまして、計画をしっかりとつくってまいりたいと思っております。本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎をどこにするか、市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制などについて、重要なデータのバックアップや非常時優先業務について等を、具体的に検討を加えて、計画を策定してまいりたいと考えております。

現在では、各課が業務について取りまとめているところでございますが、今後は、業務の優先順位や対象業務の再開時期等の検討、必要資機材の検討等、各課の意見を集約しながら、計画を策定していきたいと考えております。

また、住民情報などの重要データにつきましては、委託先業者の災害に強いと言われる建物にて、現在データが保存されております。その他のデータについても、なるべく庁舎外にて保存ができるような体制を考えておるところでございます。

なお、サーバー室の耐震化につきましてご指摘がございましたけれども、庁舎全体を含めた耐震化の話もございますので、あわせて検討を加えていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

第2点目でございます。期日前投票の宣誓書の入場券のはがきの裏側の活用ということでございました。

郡内各町村でもそういう動きがある、既に始まったという話も承っておるところでございます。過日、次期参議院選挙に向かいます、当村でも選挙管理委員会の会議がございました。担当の総務課長のほうから、それも踏まえまして、お答えをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

第3点目でございます。国・県道の案内標識ということでございます。

国道・県道の道路標識につきましては、道路管理者であります群馬県各土木事務所で設置

していただいております。設置に当たりましては、群馬県では、群馬県道路標識設置要綱に基づいて案内標識の設置が行われておるところでございます。私も就任以来、群馬県では中之条土木事務所、長野県では上田建設事務所、佐久建設事務所など、関係機関には案内標識の設置、更新、変更の折に、嬭恋の文字を入れていただくようお願いしてまいったところがございます。

就任時に、上田の方面から来るところには、嬭恋の文字の入った看板、県境の向こうには1本もございませんでした。現在、観光関係で設置できるという部分も含めまして、長野県内インターチェンジ、上田インターに1カ所、あるいは菅平の入り口に1カ所、それを過ぎたところに1カ所等、長野県内で3カ所つけさせていただきました。また、県境を越えたすぐのところに1つ、看板をつけさせていただいたところがございます。現在では4本ついております。

それから、東御・嬭恋線でございますけれども、浅間サンラインの両方向から来るところに嬭恋という大きな看板を、これは上田の建設事務所もご了解をいただいて、2カ所につけさせていただきました。また、上がってきまして、東御・嬭恋線の中腹でございます広場のあるところがございますが、そのため池の脇にも1本、大きな嬭恋という看板をつけさせていただいたところがございます。

それから、国道146号につきましては、現在数カ所について、国道についておりますけれども、特に環境省の自然公園法上の課題もございまして、佐久の建設事務所のご指導もいただきまして、また環境省さんのご指導もいただきまして、一番146で高いところに1本、嬭恋の看板をつけさせていただいたということでございます。

また、ハッ場ダムの関係で、新たな道路、バイパス等も完成してきてございますが、先ほど申しましたように、国道・県道の道路を管理するのは、群馬県の県土整備部道路管理課ということになりますけれども、そちらにも何回かお願いいたしまして、嬭恋村という大きな看板を数カ所に設置していただいております。一定の通行量に応じて、看板の中身も決まるということのようでございますが、引き続き道路管理者のほうには、道路としてのお願いと、あわせて、観光としての嬭恋という意味の両面から、継続的に今後、看板設置についてはお願いしてまいりたい、こう考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

期日前投票の宣誓書につきましては、総務課長からお答えさせていただきます。

○議長（熊川 一君） 総務課長。

〔総務課長 松本 源君登壇〕

○総務課長（松本 源君） 佐藤議員の期日前投票の宣誓書の件につきまして、選挙管理委員会事務局としてお答えをさせていただきます。

来月の7月10日には参議院議員通常選挙の投開票が予定されている中で、期日前投票につきましては、6月23日から7月9日まで役場で実施する予定となっております。

議員からご指摘がありました期日前投票時の宣誓書についてでございますが、6月15日に本選挙管理委員会で協議をさせていただきました。その結果なんですが、本村では期日前投票所において記載する方法をとってきておりますが、これまで、宣誓書を記入することにより投票所内が混乱し、支障を来すこともなく、また、宣誓書の記載方法について、投票所内でご案内できるということから、今回の選挙については従前どおりの方法で、期日前投票所で宣誓書を記載する方法をすることで決定したところでございます。

なお、他市町村の中では、入場券の裏面を利用する方法をとっているというところもありますので、本村においても、今後に向け、選挙管理委員会でまた十分に検討していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（熊川 一君） 1番、佐藤鈴江さん。

○1番（佐藤鈴江君） 最初の1点目について、再質問をさせていただきます。

熊本地震でも、震度7の震源地になった益城町では、防災訓練もほとんど行われず、避難所運営のマニュアルもなかったといえます。町役場の庁舎は使えなくなり、行政は機能不全の中で、日本防災士機構のメンバーに助言を仰ぎ、手探りの避難所運営がされたそうであります。それも、避難所運営が開始されるまで10日間以上かかったといえます。

やはり事業継続に関しては、きちんとした計画を立て、もしものことを考えて、当然、この庁舎が倒壊するようなことがあったときに、先ほど村長のほうからも、第2、第3の災害本部をどこに置くのか。具体的に孺恋村の中で、浅間タイムラインの中では、庁舎が倒壊した場合については干侯地区にというような提案がされたように思いますが、そういった具体的なものをきちんと決めて、最悪の事態、また震度4、今の住宅は震度5ぐらいまでは耐震に耐えられるということでありまして、7になってくると、やはり新しい建物についても倒壊のおそれがあるということでありまして、そういったきちんとした計画を、今後十分検討していただきたいというふうに思います。

また、期日前投票の件ですが、宣誓書については、やはり役場に、今回の参議院選挙からということではなく、次回の選挙のときから、ぜひ導入をお願いしたいというふうに思います。我々が考えている以上に、住民の方々は役場の期日前投票の会場に来ることの敷居が高いということでもありますし、やはりきちんとそのときに、事前に家で書いて、その場所で受け付けだけして投票ができるというシステムが、郡内でも各町村行われておりますので、そういった次回の選挙からは、導入に向けてぜひ取り組んでいただきたいということをお願いしたいというふうに思います。

先ほど、標識については、村長のほうから詳しく説明がありましたので、やはり上信道の格上げについても、やはりきちんと情報を把握した時点で、きちんと上の組織のところに声を届けていくということが今後も必要だというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

期日前投票の件と、やはり第2、第3の災害があつたときの災害本部をどこに置くのかというのをどういふふうにかゝてゐるのか、お答をいただけたらありがたいと思ひます。

○議長（熊川 一君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 佐藤議員の再質問にお答をさせていただきます。

まず、第1点目の災害の非常時の場合の本部をどこに置くかというお話でございました。

浅間山の噴火を中心に現在考えておるところにつきましては、通常の警戒本部並びに災害対策本部、これは現在では、この役場庁舎が災害本部になるということでございます。

しかしながら、非常時、レベル3の強等を超えた場合には、申し合わせ事項によりまして、関連する広域的な考え方に基つきまして、群馬県サイドでは現在、干俣小学校のグラウンドを中心としたところが災害の本部になるという方向で検討を加えておるところでございます。これは火山の話でございますが、白根山もレベル2、浅間山もレベル2という状況でございますので、災害の発生する場所、あるいは発生する形態等によって、災害対策本部をどこに置くのかという状況は変わってくると思っております。

就任以来何回か、既に警戒本部並びに対策本部を、雨が降った、ゲリラ豪雨が来たときに数回、対策本部も立ち上げてきたことがございます。そのとき、通常ですと、田代のコミュニティセンター、大前の住民センター並びに孺恋会館ということで3カ所を、雨が降った場合には、今まで経験上、早急に避難所にする。そしてまた、そこに避難なされた方がいたということもございます。

火山の場合は、こちらがここに対策本部を置こう、あるいは雨が降った場合には、どこをまず第一義的な避難所にし、また災害本部とするのか、ケース・バイ・ケースで、また時期によっても異なる場合がございますので、しっかりとした対策本部を考えてまいりたいと、こう思っております。

なお、地域防災計画の中で、しっかりそれをマニュアル化して、具体的に個別的に検討を加えてまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思っております。

選挙の関係で、期日前投票の宣誓書に記載する方法をどうかというお話でございました。

過日行われました当村における選挙管理委員会においては、先ほど総務課長のお答えをさせていただいたとおりでございます。今後におきましては、佐藤議員の言うように、選挙に来るのに敷居が高いという認識があるということであるならば、ぜひともまた、選挙管理委員会の皆様方にもその報告を申し上げて、お話し合いができたらと考えておるところでございます。

道路標識の件でございますけれども、設置者が群馬県の道路管理課になりますので、設置者とも逐次、道路の、特に上信道につきましても、整備区間の格上げと同時に、道路標識につきましても、特に道路の快適性というのが重要視される時代、あるいは景観というものが重要視される時代でございますので、余分な標識は要りませんが、適宜、快適な道路標識にさせていただきますよう、しっかりとお願いをしましてまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（熊川 一君） 佐藤鈴江君の再々質問を許可します。

○1番（佐藤鈴江君） それでは、行政当局についての業務継続については、今後しっかりと検討していただけるという回答でしたので、最後のほうで私が、福祉施設においてもきちんとした業務継続計画をとということであります。お願いしたいと思っております。

2013年度、避難行動支援者名簿が義務づけられ、孀恋でも各地区に整備されていると認識しております。「生き抜く術の心得帖」の17ページでは、要配慮者利用施設として掲載されていますが、やはり福祉施設として、しっかりと避難所の指定をされていくことが大事かというふうに思います。また、社会福祉協議会を初め、各村内の福祉事業所においても、災害があったときに一番困る方たちは、そういった要援護者の人たちであると思っております。そういった面では、やはりそういった事業所についても、しっかりと連携をしながら、ともに業務継続計画をつくっていく必要があると思っておりますので、そういったその他の組織とも連携をして、検討していただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いしたいと思っております。

その関係だけ、ちょっと答弁をしていただきたいと思います。

○議長（熊川 一君） 佐藤鈴江君の再々質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 災害弱者、要援護者、そういう方に対する、社会福祉施設に入所されるような方、こういう方の、いざというときの避難体制をしっかりとしましょうやというご提案でございました。

私も当然そうだと思いますので、現在、要援護者につきましては、個人情報関係がございますので、表に一覧表で出すということではできませんけれども、各地区の民生委員さんをお願い申し上げまして、各地区、地区でまたマップも、地区の皆さんのご協力をいただいitてつくってきておるところでございます。しっかりと各地区に、要援護者がどこにいらっしゃるのか、また、民生委員の皆さんがどの範囲で、どの方々を把握しておるのか。特にまた、浅間高原でも現在、要援護者が相当ふえてきておりますので、集落支援員の皆様方に現在チェックをしていただいておりますので、しっかりとそういうマップをつくったり、またそういう社協なり、もろもろの社会福祉施設の皆さんとも連携をした体制は、しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

要援護者の関係ですと、同じく社会福祉協議会だけではなく、教育関係、子供たち、幼稚園の子供たち、保育園の子供たち、災害の要援護者に対しては、しっかりと幅広く対応を考えてまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（熊川 一君） 以上で、佐藤鈴江君の一般質問を終わります。

◇ 伊 藤 洋 子 君

○議長（熊川 一君） 続いて、伊藤洋子君の一般質問を許可します。

8番、伊藤洋子君。

〔8番 伊藤洋子君登壇〕

○8番（伊藤洋子君） 日本共産党の伊藤洋子です。

3月議会の予算審議は、村政史上初めてとも言われる全会一致の否決となりました。その後の予算審議は、議会の提案が実り、子育て支援を初めとして、産業振興予算にも前進があ

りました。このことが今後の婦恋村にとって、いい結果となるように、精査や検討などを行っていきたくと考えているところです。婦恋村がさらに住みよくなること、村民が主人公の村政を求める立場で質問を行います。

1点目は、国民健康保険税の引き下げについてです。

多くの村民が高くて払うのが大変と言っている国保税を、昨年引き続き引き上げなかったことに敬意を表するとともに、このようにいい施策については、村当局の思いを添えて村民に知らせることも行ってほしいものと考えております。

今述べたように、国保税は引き上げられていないのに、いまだ多くの村民から、年々、国保税を初め税金などの支払いが大変になっているという声が聞こえてきます。これは、国民の所得が減ってきているからだと思いますが、このことはさておいて、国保税の引き下げを求める立場で質問いたします。

2014年に消費税が5%から8%に増税されました。増税するときに安倍首相は、増税分全て社会保障の充実に充てますと国民に約束していました。ところが、国は、その一つとして行った年金国庫負担分の2分の1恒久化を上げましたが、この財源は、既に年金課税の強化、これは2004年度と、所得税、住民税の定率減税の削減・廃止、2006年から2007年で確保していました。ところが、それを消費税分に置きかえて、浮いた分をほかの財源にしていたのです。それは例えば、東日本大震災のときに、大きい企業の人たちがそこに支援をするということなんかあったんですけれども、そういうところのお金に振りかえられちゃったんです。だから、このように国が詐欺と同じようなことをしていたんですね。

だから、確認のために、私はまず1の質問をしたいと思います。

1は、消費税増税に向けて、2012年2月17日に閣議決定した社会保障・税一体改革大綱では、消費税について、消費税収（これは現行の消費税を抜く）の新たな税収のふえた分の使途を明確にし、官の肥大化、つまり人件費とか事務経費に使わず、全て国民に還元し、社会保障財源化するとしています。これを受けて、総務省は、「引き上げ分に係る地方消費税の使途の明確化について」という通知を出しています。

村がこの通知どおりに行っているかを担当課に確認したところ、一般財源中、引き上げ分の使途は通知どおりになっているように見受けられました。ただ、特定財源の欄が記入されていないので、通知前と通知後の比較ができません。今もし財政担当が、ここで答えられるなら答えてほしいのですが、この点については率直に答えていただければと思います。

次に、②についてですけれども、昨年度から国が各市町村に対し、保険者支援制度として

配分している1,700億円についてです。

これは、平成30年度からの国保の広域化について、知事会が、高過ぎる国保税という国保の構造問題、国保は退職者や自営業者や困った人たちが入ることが多いので、常に財政が厳しいという構造問題があるとして、抜本的な公費投入を求めたことがあったからです。厚労省は、昨年度からの保険者支援制度1,700億円を説明する資料の中で、「これに伴い、被保険者の保険料負担の軽減やその伸びの抑制が可能」「被保険者1人当たり約5,000円の財政効果がある」と記しています。この資料に沿うならば、嬭恋村への支援金は、5,000円掛ける被保険者数、嬭恋村の保険者数は約4,000人と見て、2,000万円になるのですが、実際には国からどのくらいの支援金があったのかどうか、お答えいただければと思います。

そして、こうした国からの負担金を使って、国保税の引き下げができるのではないかと考えますが、村長の考えをお聞かせください。

2点目の質問、吾妻線を守るために、どんな取り組みを考えているかについて行います。

この質問は、3月議会に続き行いますけれども、それは、3月26日のダイヤ改正により、吾妻線がますます利用しにくくなったからです。お客様や駅周辺の方に聞いた声です。特急で長野原駅まで来て、乗りかえるときの時間が3分から5分なので、お年寄りの方や足の不自由な方は乗りかえのときにとっても大変だということです。これが冬になって、ホームが凍結していたら、ますます大変になるということです。これではますます利用者が減ってしまいます。早急に手だてをとる必要があります。

そこで、村長に幾つか質問いたします。

2月24日にJR高崎支社との話し合いを行ってから4カ月目になります。そのときに、村長、議員から幾つかの提案がありました。その中で取り組んでいることがあるのかどうか、具体的にお答えください。

話し合いでは、JRの馬場氏からも村長からも、今後も協議の場を設けていきたいということが出されておりました。先日、高崎支社長がかわったということが報じられておりました。近いうちに挨拶も兼ねて、協議の場を設けることが必要だと考えております。村長の考えをお聞かせください。

村長は全員協議会などで、吾妻線を守ることと嬭恋高校を守ることが重要だと考えていると何度も話しています。それならば、言葉だけでなく、実行に移すことが大事です。私の提案として、この問題に取り組むチームの創設を求めます。村長の考えをお聞かせください。

以上、明快な答弁を求めて、私の質問を終わります。

○議長（熊川 一君） 伊藤洋子君の一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 伊藤洋子議員の質問にお答えをさせていただきます。

第1点目の質問でございますが、国保税の引き下げについてという質問でございました。地方消費税の引き下げ分の使途を明確にすること及び、国が行う1,700億円の公費の拡充により、国保税の引き下げが可能になるのではないのかという質問の要旨かと思えます。

地方消費税引き上げ分の使途につきましては、社会保障施策に要する経費に充てるものとされておりまして、嬭恋村におきましても、地方消費税引き上げ分の使途を明確にするため、平成26年度より社会保障施策に要する経費として、予算書に充当額及び使途を明示しておるところでございます。

具体的な施策といたしまして、国民健康保険事業のほかに介護保険、高齢者医療、障害者福祉、母子保健等、さまざまな施策に充当することになります。限られた財源を、国保税の負担軽減のために重点的に充当するということはできないのが実態でございます。

また、国が行う1,700億円の公費の拡充につきましては、現行の低所得者対策としての保険者支援制度の拡充でございます。この保険者支援制度は、保険者が行う低所得者の保険料負担軽減等に対して国が財政支援を行うものでございます。国保税の引き下げを目的とするものではなく、現実、今回の支援制度の拡充により、前年度と比較して、平成27年度に増額となった補助額は640万円ほどでございます。国保税の引き下げに足るものではありません。

6月15日の新聞報道によりますと、消費税率引き上げの先送りにより、平成29年度以降に予定されている支援の増額を圧縮する案が政府内で浮上しているとのことでありました。先行きに不透明感も出ておる感じがいたしておるところでございます。

また、基金残高は、昨年度700万円の積み立てを行い、底をついた状態から脱しはいたしましたけれども、国保の安全運営に必要な保有額にはほど遠いものがございます。この現状をご理解いただきまして、国保運営に支障を来すため、現時点での国保税の引き下げはできないということでございますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

JR吾妻線を守るために、今後どのような取り組みを考えているかというご質問でございました。2月に高崎支社のほうに要望した際に話し合ったことで、現在どんなふうに取り組んでおるのか、今後も協議を続けていくのか、支社長がかわったので早急に会う必要があるのではないかな等の質問でございました。

J R 吾妻線は、多くの村民の強い情熱と20年を超える永年の苦労を経て、昭和46年3月に長野原から大前間が開通したところでございます。この経緯は、村民の通勤・通学並びに本村の農業と観光を初めとする産業の発展に多大な貢献をしてきたところであります。しかし、今日では、少子化・高齢化の影響や長野新幹線の開通により、J R 万座・鹿沢口駅の利用者数は年々減少し、ピーク時1日518名いた利用者が、平成26年度には232名まで減少しておるのが現実でございます。

そうした中で、本年2月24日に、多くの議員の皆さんにご参加いただき、J R 高崎支社に対しまして、特急草津号のJ R 万座・鹿沢口駅までの運行再開と、J R 長野原草津口駅始発の1番並びに2番列車を大前駅の始発にできないかというお願いをしてきたところでございます。

まず、質問の要望の際の話し合いで、現在取り組んでいることがあるかということですが、協議で出されましたお座敷列車の継続については、本年11月8、9日で実施予定となりました。しかし、イベント列車や列車内のミニコンサート等については、運行が難しく、具体的な取り組みには現在至っておらないところでございます。J R 側は、吾妻線を観光路線として位置づけておりますので、村民の利用はもちろんのこと、電車を利用した観光客の誘致に努めていきたいと考えております。

いずれにいたしましても、J R 吾妻線の利用客をふやす取り組みは、一町村長だけでは実現できない部分もございます。今後も、沿線市町村で組織いたします渋川・吾妻地域在来線活性化委員会等と連携し、地域の足を守るため、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

次に、要望時に、今後もこうした協議を続けていこうという話があったわけですが、先日、J R 高崎支社長が交代いたしました。近いうちに顔合わせと協議の機会を設ける考えがあるかという質問でございますが、今後もそういう方向で進めてまいりたい、支社長さんにもお話を、あるいは協議の場を設けるように進めてまいりたい、こう思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

今後も引き続き、議会の皆様にはご協力をいただきながら、吾妻線と嬭恋高校を守るため、この問題に取り組むチームを創設する考えがあるかというご指摘でございましたけれども、今後さらに特別なチームをつくらなくても、現在でもやっておるということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

いずれにいたしましても、嬭恋村民、多くの皆様方の生活路線であり通学路線でございま

すので、みんなで協力し合って、しっかりと対応を進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（熊川 一君） 伊藤洋子君の再質問を許可します。

8番、伊藤洋子君。

○8番（伊藤洋子君） それでは、村長からは、国保税の引き下げはできないと、はっきり言われたわけですがけれども、先ほど、突然だったから無理かなと思いながら質問しましたけれども、特定財源については、今ここではすぐわからないということで受けとめていいのかどうかというのを1点お聞きしたいと思います。今後、また当局のほうに詳しく聞きに行きたいと考えているところです。

村長が、低所得者のためにと言っていましたけれども、先ほど国の例を挙げて言ったんですけれども、低所得者対策、6割軽減とか7割とか、そういうのは以前からもやっていたんですけれども、そうすると、引き上げられた消費税分は以前もやっていたわけだから、そのほかに、また消費税引き上げ分が来たけれども、その引き上げ分と、以前やっていた低所得者対策との色はついて、きちんと引き上げられた0.7%分が新たにやられたら、もっとできるんじゃないかという意味で、それが、国が保険者支援ということで1,700億円よこしたわけですがけれども、それが本当に少しでも豊かになっているかというので、先ほどの質問で、どのくらい、本来なら5,000円掛ける4,000人で、2,000万円来るかなと思ったんです、国の予定では。そうしたら、孺恋村には、じゃどれだけ来たのかということだけ答えていただければと思います。

それと、先ほどの、村長は上げられないと言ったけれども、余分に来た分をどうにか使うというのでは、今まで行っていた事業にプラスできるわけですがけれども、それが例えば、それを説明していただきたいと思うんですよね。例えば、基金にこのくらいやったとか、そういった、新たな収入になるわけだから、それをどう使ったかをお答えいただければと思います。その点だけちょっと、消費税0.7%分としては村にどのくらい来たのか。そして、それが低所得者対策とか、いろいろに使われたのかどうか、その辺で答えていただきたいのが、1番の質問についてです。

吾妻線を守る取り組みでは、村長はいつも、一町村の町長だけでは、村長とか首長だけではできないというふうにおっしゃいますけれども、それはいつも答えている言葉なので、新たに何かやろうとしているかどうか。

それだけ吾妻線を大事だと考えているなら、やっぱり、じゃ2月24日以降、渋川とか、あ

と吾妻線を守る協議会、渋川からこっちの沿線でやっているんですけども、そこに、そういう会議が何回開かれて、村長はどのようなことを要望したりしたのか。そういった具体的な取り組み、先ほどの518名から232名とか、そういうのは前の質問でも、それから2月24日でも聞いていることなので、新たなことで観光客を呼び込むように取り組んでいきたいというのは、村長は2月24日のJRとの話し合いのときにも、村長自身が言っているんですよ。

そうやって取り組んでいただいたのが、一つはシャクナゲのシャトルバスとの連携かなというのでは、ありがたいと思っているんですけども、そのほかにもっとやっぱり進めること、例えば7月30日に、中区の人たちがつまごい祭りにブースを出すという報告があったけれども、それとの連携とか、やっぱりいろいろな方法を考えるのが、吾妻線を守る取り組みになるんじゃないかというので、もっと知恵を出してほしいということを私は求めているんですけども、新たな取り組みを考えているのかどうか。

3番目のチーム創設ですけども、なぜ私がこれを取り上げたかという、公共交通の委員会をやっているときに、私はいろいろなところを視察に行きました。すると、商工会、タクシー会社とか、いろんな人たちのメンバーでつくって、やっぱりこの村の公共交通をどうするかと取り組んでいて、やっぱりいい知恵が生まれていたんですよ。村の中の職員だけではだめということじゃなくて、やっぱりより広い人たちの意見を聞きながら、村の公共交通を考えていく、吾妻線を考えていくというのは、もっともっと広い知恵が出てくるんじゃないかという思いで、視察地の経験を踏まえて、これを質問させていただきましたけれども、本当にこのままの状況だけで進めていくのか、改めて村長に聞きたいと思います。

以上。

○議長（熊川 一君） 伊藤洋子君の再質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 伊藤議員の再質問にお答えをさせていただきます。

第1点目の国保税の関係でございますが、現在、国保税をどうするかということにつきましては、国保税の村内におけます審議会がございまして、伊藤議員も存じ上げていただいておりますが、当村の議会の議長さんに審議会の議長になっていただいております。ご審議をいただいております。6月議会でいつも承認いただいておりますというのが現状でございます。国がこうしたからこうするという話ではなくて、現実的に、国保税を幾らにご負担いただくか、

所得割を幾らにするか、平等割どうするかということでご審議いただいております。本年につきましては、過日決定をいただきましたけれども、上げないということで決まったということですので、ご理解をいただきたいと思っております。

1,700億円の話が先ほど来出ておりますが、それにつきましては、総務課長のほうから、後ほど一言お答えをさせていただきたいと思っております。

J R 吾妻線の件でございますけれども、村長はあれ以降、何かしたかというご指摘ございました。

何もしないわけではなくて、できる限り、事あるたびに、J Rの方にも会えばお願いもしておりますし、町村会等でもやっておりますし、それから在来線の会でも、緊急にまた会議もございますので、ほかの町村、ほかの地域の皆さんとも連携をしながら、今後スクラムを組んで、やるべきことはしっかりやってまいりたいと思っております。

それから、マラソン大会においても、キャベツマラソンでもシャトルバスを動かさないかというようなことで、観光商工に検討もさせていただきますし、以前も、何とか活性化のためにバスを動かそうということで、当時3,000万円ぐらいかけて、南ルート、北ルートでやってきた経緯もございます。伊藤洋子さんのご助言もあって、浅間のほうにバスを通してみたらどうかというような話も、夏場通したこともあるわけでございます。ただし、結果的に、運行していくになかなか十分足らなかったというのも、また結果としてあったということもございます。これもJ Rと連携してという話であったわけでございます。

今後におきましても、地域におけます活性化委員会の皆様方が、大変なご理解とご協力をボランティア精神でご指導いただいておりますので、そういう地域の皆様方、あるいはボランティアの皆様方等もよく協議を進めながら、よい駅、通勤・通学のために快適な駅等に進めてまいりたい。

また、お客様がお待ちいただくときには、今度は観光協会の中で、冬は暖かくコーヒーを飲みながらお待ちいただきたいと思っておりますし、駅からのアクセスルートをしっかり明確に、安心・安全な観光協会までのルートも、しっかりサイン計画も努めてまいりたい、こういうふうを考えおります。一步一步駅前もきれいにしてきましたけれども、より一層お客様をお迎えできるようなものに、議会の皆様方とも協力し合って、努めてまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（熊川 一君） 総務課長。

〔総務課長 松本 源君登壇〕

○総務課長（松本 源君） 伊藤議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

この場での細かい数字はご提示できませんが、大変申しわけございませんが、全体の数字を申し上げさせていただきたいと思います。

地方消費税率の引き上げに伴う増額分、この中の社会保障財源分についてでございますが、全体で予算ベースで7,000万円です。この中で事業に充当されているんですが、社会福祉関係、社会保険、保健衛生関係の事業に充てられております。

事業的な内容の中で、過去からある事業については、充実をさせるために事業を拡大させているということと、今年度につきましては、地域生活支援事業ということで、そちらのところ、また、障害児の介護給付・訓練等の事業にも充当させていただいているところでございます。

以上、雑駁でございますが、よろしく願いいたします。

○議長（熊川 一君） 住民福祉課長。

〔住民福祉課長 松本芳男君登壇〕

○住民福祉課長（松本芳男君） それでは、続きまして、1,700億円について説明をさせていただきます。

伊藤議員さんのほうで、先ほど、単純に計算しますと被保険者1人当たり、確かに5,000円になるかもしれませんが、実際には、各自治体に交付されましたものは、保険基盤安定負担金として、そのうち保険者支援分でございます。これにつきましても、伊藤議員さんご存じのとおり、いわゆる軽減世帯に対する支援でございます。

26年度以前は、いわゆる7割軽減、5割軽減に対しての支援でございました。それが、27年度から、2割軽減についても支援が追加されております。

7割軽減につきましては、以前までは1人当たりの平均保険税の12%、これが7割軽減の一応助成率です。それから、5割軽減につきましては、今までは6%の補助率です。2割軽減につきましては、一応支援はございませんので、それにつきましてはゼロということになります。2割軽減につきましては、今までゼロだったものが13%支援されております。

単純に計算しますと、これが1,400万円ほど増額になるんですけども、そのうち、国は2分の1になりますので、710万円ほどです。その710万円のうち、平成27年度につきましては、26年度よりも軽減に対する世帯が拡充されておりますので、軽減される世帯がふえております。実際に軽減される額もふえておりますので、その補填もされておりますので、実際にふえた額は約640万円と、村長が答弁したとおりでございます。よろしく願いいたします。

○議長（熊川 一君） 伊藤洋子さんの再々質問を許可します。

○8番（伊藤洋子君） 国保税のほうですけれども、今、住民福祉課長からの説明は大体わかったんですけれども、実際の村の人たちの感覚というか、状況としては、本当に大変だということ、もし国保税が支払えないためにお医者さんにかかれなかったりというのでは、やっぱり村の仕事は、まずは住民の命とか暮らしを守るのが一番の仕事だから、よく今後は住民の状況を見て、これ以上引き上げないでというのは、本当に村も頑張っているというのは承知しながら、またお願いですけれども、平成30年度に広域化になると、それに向けて、急に上がっては困るからというので、一気にすごい大幅に引き上げたという自治体もあるけれども、そんなことはしないで、基本は村民の状況を見て、本当に支払えるかどうかという負担割合をよく考えて、ぜひこれ以上は引き上げないでくださいということをここで要望しておきたいと思います。

それと、吾妻線のところでなんですけれども、キャベツマラソンも確かにそうですけれども、やはり先ほどから言ったように、多くの人たちの知恵で、3月議会でも私はこの問題を質問しました。村長に、やっぱり村長一人ではと言ったら、吾妻線を守る協議会だけじゃなくて、村民の力もかりて、村民挙げてやっていくことが必要だということを言ったら、それも考えていくというような答弁をしていますので、それは特に考えてほしいと思います。

これが再々質問ですけれども、先ほど言った、吾妻線が特急から乗りかえるのが2本しかないんですけれども、その2本が3分の乗りかえ時間では困るので、もしJR高崎支社長と今後話し合うときには、それを要望する気持ちがあるかどうかというのと、やっぱりエレベーターですよ。3月に、今国はバリアフリー化にも予算を出しているんだから、それは、この村が声を上げていかなければJRも動かないことですし、そうした点では、先ほど休養村でも言いましたけれども、今後は、足の悪い方とか高齢者社会になるというのでは、バリアフリーは本当にみんなの願いになるし、それにしていれば、全ての人たちが気持ちよく利用できる駅になるので、その2つの点を村長として要望する気持ちがあるのかどうか。これだけ再々質問で、村長に答えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（熊川 一君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 伊藤議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

まず、第1点目でございますけれども、国保税につきましては、先ほど来申させていただきます

いておりますように、毎年審議会にかけて、お決めいただいておりますということでございます。村民の収入が、キャベツ農家の生産者の収入がふえれば所得割が多くなるということも、これもまた現実でございまして、そういうものを勘案しながら、国保税の負担をお決めいただいております。また、それを値上げするとき等につきましては、議会の承認をいただいておりますということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

J Rの万座・鹿沢口の件でございます。エレベーターを要望してくれということでございます。またしっかりと要望はしていきたいと思っております。

また、特急につきましても、夏休みごろに、また土日は運行してくれるのかなという可能性もあるのかなと、ちょっとわかりませんが、調べてございませませんが、いずれにせよ、要望はしていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

なお、伊藤議員だけではなく、議員の皆さん全員と、また村民と全員で一致協力して、吾妻線の存続について、活性化について、しっかりと取り組んでまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（熊川 一君） 以上で、伊藤洋子君の一般質問を終わります。

◎閉会中の継続審査申出について

○議長（熊川 一君） 日程第4、閉会中の継続審査の申出についてを議題といたします。

各委員会の委員長から、委員会における調査中の事件におき、お手元に配付いたしました一覧のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊川 一君） ご異議ありませんので、申し出のとおり決定いたしました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（熊川 一君） これにて本会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

よって、平成28年第4回嬭恋村議会定例会を閉会いたします。
大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前11時47分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成28年 月 日

議 長 熊 川 一

署 名 議 員 大 久 保 守

署 名 議 員 羽 生 田 宗 俊